

# 2022 年度 横浜市の予算編成に対する 日本共産党の要望

2021 年 10 月 11 日 要望提出

**日本共産党横浜市会議員団**

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団議員室

TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

【目次】

2022 年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望・・・・・・・・・・6

【政策局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

1. 新たな劇場整備
2. 住民自治
3. 米軍基地 同跡地
4. 平和都市
5. 原子力発電所
6. 指定管理者制度等
7. 男女共同参画社会の実現
8. 市立大学

【総務局】【危機管理室】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

1. 新市庁舎管理
2. 市民利用施設の統廃合計画
3. 市職員定数
4. 横浜市防災計画の改善
5. 区役所におけるマイナンバーの取り扱い

【財政局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

1. 予算編成にあたって
2. 市民利用施設
3. 公共施設跡地利用
4. 入札・契約
5. 税等滞納整理
6. 公共施設管理基本方針
7. 公共施設の保全・長寿命化

【国際局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

1. 平和都市
2. 多文化共生社会の実現

【市民局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

1. 区役所
2. 横浜文化体育館再整備
3. 人権
4. 市民利用施設等
5. 地域スポーツ支援
6. 障害者スポーツ振興
7. 広報・広聴

【文化観光局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組み

2. パシフィコ横浜
3. 区民文化センター
4. 国際都市
5. 次世代育成事業
6. 観光都市

**【経済局】**・・・17

1. コロナ対策
2. 中小企業振興
3. 小規模企業振興
4. 地域経済の仕事興し
5. 労働環境の改善
6. 横浜市中央卸売市場

**【こども青少年局】**・・・20

1. 子どもの貧困解決
2. 放課後児童クラブ
3. キッズクラブ
4. 保育所等
5. 認可外保育所
6. コロナの影響における支援
7. 障害児支援
8. 児童虐待・育児不安への対策
9. 引きこもりの若者の自立支援
10. 青少年を育む地域の環境づくり
11. 原発事故による放射線被害への対応

**【健康福祉局】**・・・25

1. 国民健康保険
2. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料）
3. 高齢者・介護施策（介護サービス）
4. 高齢者・介護施策（介護施設と住まい）
5. 高齢者・介護施策（介護人材確保）
6. 高齢者・介護施策（その他）
7. 後期高齢者医療制度
8. 障害者施策（全般）
9. 障害者施策（住まい）
10. 障害者施策（精神）
11. 障害者施策（移動）
12. 障害者施策（視覚）
13. 障害者施策（聴覚）

14. 障害者施策（呼吸）	
15. 障害者施策（医療的ケア）	
16. 障害者施策（腎臓等）	
17. 障害者施策（身体）	
18. 障害者施策（重症心身障害）	
19. 障害者施策（防災）	
20. 障害者施策（スポーツ）	
21. 依存症対策	
22. 生活保護施策など	
23. その他（簡易宿泊所・違法民泊）	
24. 医療費助成	
25. 医療施策	
26. その他の医療施策	
27. 動物	
28. 墓地	
29. 受動喫煙対策	
30. その他	
<b>【医療局】</b> . . . . .	<b>36</b>
1. 災害時医療施策	
2. 保健医療施策	
3. コロナ対策	
<b>【温暖化対策統括本部】【環境創造局】</b> . . . . .	<b>37</b>
1. 市内農業	
2. 緑の保全	
3. 地球温暖化対策	
4. 放射能汚染対応	
5. 下水道対策他	
6. 公園	
7. 大気汚染	
8. アスベスト	
<b>【資源循環局】</b> . . . . .	<b>39</b>
1. 資源化の推進	
2. 喫煙禁止地区の推進	
<b>【建築局】</b> . . . . .	<b>40</b>
1. 市営住宅等	
2. 住まいの安全・安心の抜本的向上	
3. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等	
4. 災害対策	

5.	住まいにかかわる相談窓口の設置	
6.	人材育成	
	<b>【都市整備局】</b> . . . . .	<b>44</b>
1.	上瀬谷通信基地跡地	
2.	都心臨海部再開発	
3.	防災まちづくり(被害を出さない地域・社会の実現)の推進	
4.	横浜駅周辺地区の防災対策	
5.	駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策	
6.	神奈川東部方面線(相鉄・東急直通線)トンネル工事に伴う環状2号線道路陥没事故対応	
7.	IR誘致撤回手続き	
	<b>【道路局】</b> . . . . .	<b>46</b>
1.	道路関係予算	
2.	高速横浜環状南線および北線	
3.	地域生活交通網の改善・整備の促進	
4.	自転車対策	
5.	シーサイドライン	
6.	河川整備	
	<b>【港湾局】</b> . . . . .	<b>49</b>
1.	港湾整備	
2.	働きやすい港湾	
	<b>【消防局】</b> . . . . .	<b>49</b>
1.	消防力・救急体制の強化	
2.	消防団	
3.	救急救命体制の充実	
	<b>【水道局】</b> . . . . .	<b>51</b>
1.	水道料金	
2.	水道管変更	
3.	水道局職員定数	
4.	災害時の備蓄	
5.	企業団	
6.	CO2の削減	
7.	水道事業広域化	
	<b>【交通局】</b> . . . . .	<b>52</b>
1.	市営地下鉄 事故防止対策	
2.	市営地下鉄 人員体制の拡充	
3.	市営地下鉄 駅ホーム等のバリアフリー化	
4.	市営バス 運転手の待遇改善	
5.	市営バス 路線・車両運用の改善	

- 6. 市営バス バス停留所の改良
- 7. 市営バス 乗務員の保健・福利厚生
- 8. ダイヤ改正の対応について

**【教育委員会】**・・・54

- 1. 教育費無償の原則等
- 2. 子どもの貧困対策
- 3. 不登校への支援
- 4. 少人数学級
- 5. 教職員の業務軽減
- 6. 教育条件の整備
- 7. 学校施設整備
- 8. 学校安全教育の推進
- 9. 学校給食等
- 10. 中学校の部活動
- 11. 就学援助
- 12. 障害児教育
- 13. 学校司書
- 14. 教科書採択・副読本等
- 15. 夜間中学校
- 16. 図書館
- 17. 文化財保護
- 18. コロナ対策

**【選挙管理委員会】**・・・60

- 1. 参政権の保障

**【議会局】**・・・60

- 1. 参政権の保障

2021年10月11日

横浜市長 山中竹春 様

日本共産党横浜市議員団  
団長 あらき由美子

## 2022年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望

市長は、9月27日職員にむけ「これからの市政運営について」を出されました。市財政がコロナ禍によって大変に厳しいことは紛れもない事実であり、市長選挙で市民に示された公約を市の施策として事業化することは容易でないことも承知をしているところです。その文書で「出産費用ゼロ」、「子どもの医療費ゼロ」、「敬老パス75歳以上自己負担ゼロ」の3つのゼロ、中学校給食の全員喫食を目指すと明記されていることは、市民に対する誠実な態度の表れであり、歓迎です。日本共産党議員団が、その実現に協力することは言うまでもありません。

市長は「市政運営に欠かせないのは市民と役所との信頼関係であるとして、市民の声を聞き、市政に生かす」と選挙中に語っておられました。多くの市民が共感し、選挙結果にも反映されました。市長就任1か月経過で、コロナ対策の補正予算計上、IR誘致と新しい劇場の撤回・中止、旧市庁舎売却価格の再検証、北綱島特別支援学校の本校復帰と全員喫食の中学校給食方針の表明と矢継ぎ早に公約を実行に移されたことは市民から喝采を博しています。

この点でどうしても改善してほしいことがあります。新市庁舎があまりにも市民を遠ざけすぎていることです。3階の受付で渡される入館証では、直接用事のある部署に職員に会うことができません。各階の部屋の前にある内線電話で用件を述べ、担当職員がドアを開けて出てくるというもので、市民は職員が働いている姿を直接目視できません。安全対策としても度を越えています。市民に開かれた市役所に改善する市長の決断を求めます。

市民要望に関しては、全員喫食の中学校給食について学校調理方式の実現性をどう担保するかの提案です。最大のネックは、財政問題はさておき、調理室スペースの確保にあります。川崎市では、自校方式がわずかで多くの学校はセンター方式となっています。その一方、大阪市は、小学校で調理し、中学校に持ち込む親子方式を自校方式を補完する方式として広く採用しています。また、さいたま市では、給食室を二階建てにして用地難解消策としています。こうした他都市の事例に学び、センター方式ではない学校調理方式はどうすれば実現できるかの立場から、調査・検討を切望するものです。

以下記載する要望項目は、党市議団に市内の各種団体、多くの市民から寄せられたものを整理しまとめたものが基調となっています。予算編成と今後策定される中期計画にぜひ反映されるようお願い申し上げます。

# 2022 年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望

## 【政策局】

### 1. 新たな劇場整備

- (1) 新たな劇場整備の中止手続きは可及的速やかに行うこと。

### 2. 住民自治

- (1) 住民自治を拡充するために、総合区制度の設置について現実的に実現できるよう進めること。市民に身近な行政窓口である区の役割を拡充するため、区に必要な財源と権限を委譲し、人員体制の強化も含め、できることから進めること。
- (2) 特別自治市制度について市民の意見を聞くこと。
- (3) 区政に区民が参加できる仕組みとして地方自治法に政令市特例として規定された区協議会の設置にむけて明確な目標を持ち、具体的な検討に入ること。

### 3. 米軍基地、同跡地

- (1) 検疫の対象となっていない、米軍人・軍属に対し、新型コロナウイルス感染防止対策の強化を国、米軍へ求めること。
- (2) 横須賀港を母港とする米原子力空母の原子炉事故が起きた場合、甚大な被害が横浜市民に及ぶ恐れがあることから、市として、横須賀港の原子力空母港化に強く反対表明をすること。
- (3) 根岸住宅は共同使用期間を短縮し、一日も早い返還を強く国に求めること。跡地利用は、地権者と地域住民の意向をふまえつつ、全市的見地に立ち、市民と丁寧に議論をしながら進めること。根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住している市民の日常生活が制限されている現状が直ちに解決できるよう、引き続き居住者の意向に沿って、米軍および国への働きかけを強めること。
- (4) 根岸住宅の解体については、アスベストが飛散しないよう、防衛省任せにせず、万全の対策を講じること。
- (5) 池子住宅地区の家族住宅等の建設について 2018 年 2 月、日米合同委員会において取り止めとなったことから、横浜市域部分の即時返還を求めること。
- (6) ノース・ドッグ、鶴見貯油施設、小柴水域、池子住宅の飛び地の早期返還を、国・米軍に強く働きかけること。特に、ノース・ドッグの米軍と自衛隊の共同訓練には強く反対するとともに、一刻も早い返還を求めること。
- (7) 深谷通信所跡地（国有地）については、国の返還財産処分方針に基づくのではなく、全面的な無償貸与ならびに譲与を国に働きかけ、市の負担にならないようにすること。

### 4. 平和都市

- (1) ピースメッセンジャー都市として、横浜港の平和利用を願う市民の期待に応え、横浜市が管理する横浜港への自衛隊艦船や米軍軍艦の軍事を目的とする入港・接岸を認めない



こと。

- (2) 米軍艦船の修理に関して、市内の民間施設を使用しないよう、国と米軍に求めること。
- (3) 本市防災訓練に防災関係機関でない米軍の参加を要請しないこと。
- (4) 事故が起きているオスプレイをはじめ米軍機については、ノースドックの使用をはじめ、横浜上空を訓練等で飛行しないよう国と米軍に強く求めること。
- (5) 安全保障関連法制定により、自衛隊の任務が大きく変わった中、自衛隊が各区主催で行う行事への参加は求めないよう各区へ伝えること。
- (6) 自衛官募集業務に関して、ポスター共同作成や掲示など、市として便宜を図らないこと。

## 5. 原子力発電所

- (1) 持続可能な脱炭素社会の実現の宣言に関する決議を議会で議決したことから、安定的な電力確保と経済成長を理由にした原子力発電所の再稼働は進めないよう、国と電力会社に求めること。また、原発依存の不要につながる再生可能エネルギー利活用システムの構築をさらに進め、市民へアピールすること。
- (2) 浜岡原子力発電所は、東海地震の予想震源域のほぼ中央にあり、直下の活断層が指摘されていることから、地震による重大事故への危険性が極めて高く、放射能の影響を横浜市民が受ける恐れが強いため、市民の命を守るためにも廃炉を強く求めること。
- (3) 放射能汚染対策として東京電力へ賠償請求している約 19.0 億円の支払いを、東京電力と国に強く求めること。引き続き、国の機関である「原子力損害賠償紛争解決センター」に対しては、和解の仲介の申立てに基づいて、東京電力への指導勧告と延滞金も含めて支払うよう指導強化を求めること。
- (4) 市内には東日本大震災被災者が 2030 人生活していることから、国保などの保険料の減免や一部負担金の支払いの減免など生活に困らないよう丁寧に応じること。また、国に対して長期無償の住宅提供など新たな立法措置を求めること。応急仮設住宅として市営住宅に入居している 2 世帯への家賃減免は引き続き継続すること。

## 6. 指定管理者制度等

- (1) 指定管理者制度は、指定期間のほとんどが数年のため、そこで働く職員の多くは不安定雇用とならざるをえないことから、国へこの制度の廃止を強く求めること。
- (2) 新型コロナウイルスの影響で利用料金が減収になっている指定管理者に対し、雇用を守れるように指定管理料の補填をすること。

## 7. 男女共同参画社会の実現

- (1) 第 5 次男女共同参画行動計画 2021 - 2025 が策定されたのに伴い、その計画にある市役所として掲げている目標を達成できるようにすること。
- (2) ひとり親家庭や非正規雇用で働く女性をはじめ、男女間の賃金格差や昇任におけるアンバランス等の実態把握を行っていることから、その調査結果をもとに賃金格差がなくなるように国へ要望し、市独自でも改善に取り組むこと。

- (3) 男女間賃金格差等の是正の取り組みを重点施策として明確に位置づけ、その達成のために目標を掲げて推進すること。
- (4) 市内企業における従業員女性割合の目標値 50 分 (2020 年度) が未達成であることから、具体的な計画をつくり、その実現に市として責任をもつこと。
- (5) 女性の社会進出を妨げている妊娠・出産による解雇、嫌がらせ (マタニティ・ハラスメント) や、コロナの影響で仕事が激減し生活困窮している女性労働者がすぐに相談できる相談窓口がいつでも利用できるように人員体制を強化し、周知徹底をはかること。
- (6) 所得税法第 56 条廃止を求める意見書が、500 を超える地方体議会で採択されている。自営業・農業女性など家族従業者の働き分を経費と認めない所得税法 56 条は、国連も認める女性差別でありジェンダー平等の立場からも、市として廃止するよう国に求めること。

## 8. 市立大学

- (1) 日本学術会議により H29 年 3 月に出された「軍事的安全保障研究に関する声明」の通り、国の軍事研究には加担しないこと。
- (2) 市立大学附属病院と「センター病院」において、患者の希望以外には差額ベッド代をとらないこと。また、差額ベッドしか空いていないと誘導しないこと。
- (3) 市大医学部と附属 2 病院の再整備については、経営的な視点による病床数の削減に固執することなく、医学部・附属 2 病院の職員、それぞれの地域住民などの要望や意見を聞き、合意形成をはかりながら進めること。
- (4) 新型コロナの影響を受けて、授業料や施設設備費の支払いに困窮している学生に対し、負担軽減ができるよう減額や免除などの措置を講じること。

### 【総務局】【危機管理室】

#### 1. 新市庁舎管理

- (1) 市民が来庁する市庁舎にもかかわらず、ロックされている場所が多く移動するのに苦労している。行きたい場所が一目でわかるように工夫し、各階・各室の施錠はなくし、市民に開かれた市庁舎とすること。

#### 2. 市民利用施設の統廃合計画

- (1) 2012 年に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的考え方」に基づく公園プール・旧余熱利用温水プールの統廃合計画は、利用している市民の声を聞き、中止すること。

#### 3. 市職員定数

- (1) 区役所業務では、特に再任用や会計年度任用職員が増えていることから、計画的に正規職員に切り替え非正規雇用をなくすこと。非正規雇用をなくすまでの間は、同一労働・同一賃金にすること。育児休暇・介護休暇をいつでも取得できる職員配置を検討すること。特に、男性職員が育児休暇を取りやすい環境と体制をつくること。

- (2) 本市の障害者採用については、2021 年度は 2.38%であり、地方公共団体の障害者の法定雇用率 2.6%以上になるよう、今後は計画的に障害者採用人数を増やすこと。また、障害者の雇用期間に制限を設けないこと。外郭団体や指定管理者へも、地方公共団体と同じ法定雇用率（2.6 割）を達成するよう指導を強めること。
- (3) 障害者の就労については、法定雇用率の枠を広げるとともに、現行の会計年度任用職員でなく中長期的な雇用とすること。
- (4) 障害者雇用を安定させるために、就労支援相談員を常勤で配置し、安心して働きやすい環境を整備すること。
- (5) 職員のストレスチェックでは、チェックの結果、職場での改善が必要な場合には、本人の希望にあわせて職務の軽減や配置転換などに丁寧に応じること。
- (6) 本市の職員数は、市民 1000 人あたり 9.87 人と政令市では 3 番目の少なさとなっている。市民の命と財産を守るために、新型コロナなどの感染症対策をはじめ頻繁に発生する集中豪雨や発生確率が高まっている大規模地震などに十分対応できる職員体制にすること。過労死ラインを超える超過勤務にならないような人員配置を行うこと。

#### 4. 横浜市防災計画の改善

- (1) 横浜市の防災計画は、国の防災計画に則っているが、これまでの市で起きている災害特性を反映した防災計画に見直し、人命被害ゼロを目指すこと。
- (2) 平成 25 年から令和 4 年度までを対象期間としている地震防災戦略は概ね 3 年ごとに見直しを実施しているが、2019 年度末での各施策の到達状況は全 309 事業のうち遅れありが 36 事業（12 割）であり、感震ブレーカ等の設置・家具転倒防止事業・がけ地防災対策などの進捗をより一層進め、完了すること。
- (3) ハザードマップの対象地域になっている市民には、住民説明会の町内会単位での開催など、その内容を周知徹底し、避難行動についても徹底すること。また、要介護高齢者など「避難行動要支援者」への個別の避難計画策定は市が責任を持つこと。
- (4) 指定緊急避難場所の設置数は災害特性と対象数に照らして定めること。
- (5) 指定緊急避難場所には、生活必需品の配備、地域防災拠点等の備蓄庫の活用など、避難者が安心して過ごせるよう環境改善を抜本的にはかること。
- (6) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の策定は 89.0 割となっていることから、一刻も早く 100 割を達成すること。また、避難訓練では消防署はじめ区役所と連携して、確実に避難できる方法を施設と一緒に考えること。
- (7) ハザードマップの対象地域に立地する 8 つの区役所には、区の条件に合った浸水対策のための個別計画を早急に立てること。
- (8) 同報系防災行政無線の設置は防災・減災対策にとって有効な施策であるため、今後の設置については河川域にとどめず、全市域に整備する計画とすること。
- (9) 防災情報の周知徹底方法については個別訪問・広報車をはじめ、防災専用に使える緊急告知 FM ラジオの配布を検討し、ハザードマップエリアを皮切りに全世帯に確実に行きわたるようにすること。多様な情報受電達手段を検討し、試行を始めること。

- (10) 警戒レベルについて周知徹底し、発令時に、対象住民が避難場所まで速やかに移動できるよう、必要な体制をとること。
- (11) その場に来ている誰もが災害種別によって避難場所がどこかわかるように、道路や歩道をはじめ公共施設、町内会の掲示板、電柱などの表示の工夫をすること。また鶴見区江ヶ崎町内会にある水害を知らせる掲示板は劣化しているのを、直ちにみえるように取り替えること。
- (12) 防災訓練に障害者が参加しやすくなるよう、防災訓練主催者や障害者に働きかけること。地域防災拠点等の要援護者に配慮したスペースについて、要援護者参加のもとで、必要な手立てを講じること。
- (13) 福祉避難所の箇所数を増やすこと。また、福祉避難所には車で避難せざるを得ない人がいることから、駐車場の確保や送迎について検討すること。
- (14) 避難場所でのプライバシーと感染症予防を守るために必要な備品を確保すること。また、大規模災害で受け入れできる人数が市の確保している避難所では不足していることから、3密を避けられるように簡易テントなど、家族単位で避難できる数を確保し配備すること。
- (15) 女性用トイレ・段ボールベッド、食料・水などの不足が起きないように、防災拠点への配置数を見直すこと。車イス利用者が使える移動式のコンテナトイレを配備すること。
- (16) 仮設住宅の用地をさらに確保すること。
- (17) 県内で広がっている地元の建設組合との防災協定・災害時協定の締結を横浜でも行うこと。
- (18) 鶴見区など津波避難施設の指定箇所は計画的に増やすこと。津波避難情報板の設置目標は2022年度50基としているが、さらに増やすこと。また劣化しているものは更新すること。
- (19) 「河川整備等のハード対策だけでは防ぎきれない大洪水が発する」との考えに立って、河川、内水氾濫による「水難事故防止」に向けて、町内会自治会単位への防災出前講座を細かく打っていくこと。
- (20) 他区の住民や本市を訪問されている方々にも、河川の氾濫浸水被害から身を守る情報が届くよう、街中においても、河川洪水対策として屋外スピーカーの設置を進めること。多言語での公報も取り組むこと。

## 5. 区役所におけるマイナンバーの取り扱い

- (1) 依然として、情報漏えいのリスクが伴うことへの不安を抱く市民がいることから、マイナンバー制度については、適用拡大をしないことを国に対して求めること。また、マイナンバー自体をやめるよう国に求めること。
- (2) マイナンバーを記載しなくても不利益がないことしっかり市民に知らせること。また、マイナンバーの提出やカードの作成を強要しないこと。

## 【財政局】

### 1. 予算編成にあたって

- (1) 予算編成にあたっては、市税等収入の確保が厳しいことを理由にして、利用料金の値上げや福祉医療など市民サービスの廃止や切り下げはしないこと。

### 2. 市民利用施設

- (1) 利用料・使用料の値上げにつながる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は撤回し、無料もしくは低廉な負担を堅持すること。
- (2) 市民が住んでいる県営住宅が老朽化し深刻な実態となっていることから、その状況を市として把握し、改修などについて県との協議を能動的に行い改善を図ること。

### 3. 公共施設跡地利用

- (1) 市民の財産である学校や区役所などの公共施設跡地は、公募売却を前提とした「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」を廃止し、市民の財産として地域住民・区民・市民の要望にもとづいた活用方針にあらためること。

### 4. 入札・契約

- (1) 公契約条例を早期に制定し、公共工事や指定管理者など公的職場に携わる労働者の適正な賃金を確保し、市内経済の好循環をもたらすことができるようにすること。
- (2) 品確法・建設業法・入契法の通称「担い手3法」の趣旨を活かして、建築現場等で働く労働者の雇用・労働条件の向上を図る対策を、市として具体化し拡充すること。
- (3) 市が実施している設計労務単価変更に伴う特例措置による変更契約手続きが、二次以下の下請け業者に対して徹底されている実態が非常に少ないことから、元請けに対し報告を義務付け改善を求めること。
- (4) 市発注工事受注業者に対し、下請業者との契約に際しては、適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入に関して徹底した指導を行うこと。また、週休2日を施工条件にし、それに伴って技能労働者の賃金が目減りすることのないように、休日分の賃金を補填するなどの措置を元請けに対し指導し、報告を求めること。
- (5) 元請けに対し、建退共の加入について徹底を図る手立てを講じること。
- (6) 100万円以上の補助金を交付する事業は、その対象を50万円以上に見直し、小規模事業者等の仕事につながるようにすること。
- (7) 市内企業への発注を金額ベースで工事90万円、物件70万円、役務80万円以上にそれぞれ引き上げること。
- (8) 災害などによる応急工事については、地元の事情をよく知っているという観点で、当該区の企業への発注を原則とすること。
- (9) 市内小規模企業が仕事の確保ができるよう、入札参加資格を緩和すること。
- (10) 保育所や学校などの整備については、開所・開校する時期にあわせて入札時期を逆算し、ゆとりをもって事業者が工期を取れるように配慮すること。また、工事発注につい

ては年間を通じて仕事が取れるよう、平準化すること。

- (1 1) 財産評価審議会条例の会議など議事内容の非公開規定は削除すること。

## 5. 税等滞納整理

- (1) 市民税減免規定は、活用できる条件が厳しいため、条例や要綱などを柔軟に運用し、市民の生活実態にあった減免規定に改善すること。特にコロナの影響を受けて収入が減少し、支払いが厳しい市民の納付相談については、減免や分割払いなど丁寧に対応し、年度内の支払いを強要しないこと。
- (2) 市税及び税外債券の滞納整理にあたっては、滞納者の生活・営業実態を把握しないまま差し押さえなどの強権的発動は、絶対行わないこと。納税資力を判断するには最低生活費を考慮し、滞納者が生活の維持・再建ができるよう区的生活支援課と連携し親身な対応に徹すること。
- (3) 国税では、「換価の猶予」は柔軟な対応が進んでいる。地方税においても申請による換価の猶予制度をはじめとした納税緩和措置について実施すること。また、「換価の猶予」について窓口で市民に対し周知徹底すること。

## 6. 公共施設管理基本方針

- (1) 「公共施設管理基本方針」に基づき、公共施設の更新・改修工事が確実に執行できるよう予算を確保すること。

## 7. 公共施設の保全・長寿命化

- (1) 公共施設の保全更新の予算確保は、新型コロナの影響を受けて 2021 年度以降の財政見通しが厳しくなるのは目に見えているが、施設整備の建て替え更新は待たないことから、優先順位を大型公共事業優先から既存の公共施設の維持管理と保全・耐震化事業に切り替えること。特に経年劣化で雨漏りをしている横浜ラポールの大規模修繕を急ぐこと。

### 【国際局】

#### 1. 平和都市

- (1) 2021 年 1 月核兵器禁止条約が発効した。核兵器は道義的に非難されるだけでなく、国際法上も史上初めて違法となった。日本世論調査会の世論調査（2021 年 7 月実施）では国民の 71 %が日本は核兵器禁止条約に参加すべきとしている。2018 年「ヒバクシャ国際署名」に署名した核兵器廃絶を求める本市の意思を明確に示すため、また、平和首長会議の核兵器廃絶に向けた取り組みをさらに後押しするため、我が最大の指定都市横浜独自で政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求めること。
- (2) 政府に対し 2022 年 3 月にオーストリア・ウィーンで行われる核兵器禁止条約第一回締結国会議をはじめ、その後、開催される同会議へのオブザーバー出席を政府に求めること。

- (3) 横浜市国際平和の推進に関する条例第 2 条（市の役割）に基づき行った事業について、年度ごとに実施した施策と評価を国際局が全庁横断的にまとめ、議会に報告書を提出すること。
- (4) 横浜市議会はこれまで 1970 年に平和都市宣言に関する決議、1984 年には非核兵器平和都市宣言に関する決議を行っている。この二つの決議に基づき横浜市として非核兵器平和都市宣言を行い、日本非核宣言都市協議会に加盟すること。
- (5) 横浜市国際平和の推進に関する条例第 2 条 2 項に基づき、18 区ごとに市民が参加した反戦平和のパネル展や催しを開催すること。毎年国際平和講演会を開催すること。
- (6) 2021 年 1 月に発効した核兵器禁止条約によって、核兵器廃絶への歴史的第一歩がスタートした。これまでのピースメッセンジャー都市及び平和首長会議加盟自治体としての国際平和に関する取り組みからバージョンアップした活動が求められている。世界情勢の変化に呼応して、市民や平和活動団体など含めた本市代表団を組織して原水爆禁止世界大会に送ること。
- (7) 開港期以降の横浜の都市形成の歴史や市民生活の変遷など、戦災に関するものも含めた資料の都市発展記念館等での展示だけでなく、横浜市国際平和の推進に関する条例第 1 条の目的を踏まえ、条例で市の役割を規定した第 2 条 2 項に則り国際平和に関し市民の理解を深めるため、必要な啓発及び教育の場として（仮称）横浜平和ミュージアムをつくること。
- (8) 今年、2021 年 5 月 27 日～29 日にかけて行った、国際局 facebook で横浜大空襲に関する連載を来年度においても継続し、さらに発展させ、横浜大空襲により多く尊い命が犠牲になことを決して忘れないとした本市国際平和推進に関する条例の前文を具体化し、横浜大空襲と向き合う機会として横浜大空襲の日である 5 月 29 日を「横浜平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を市あげて行うこと。

## 2. 多文化共生社会の実現

- (1) 在住外国人にとって国際交流ラウンジは、単なる行政サービスの利便性を得るためのものではなく、横浜で生活するための総合的な相談の窓口となっていることから、横浜市多文化共生総合相談センターなど組織を有する国際局に所管を移すこと。
- (2) 新型コロナウイルス禍での在留外国人の要求と本市の対応を検証し、問題解決と同時に、今後の施策に生かすこと。
- (3) 横浜市多文化共生総合相談センターに在留外国人が容易にアクセスできるよう区役所、駅、商店街やスーパーマーケット、コンビニに協力依頼し、多言語での表示板などでお知らせを行うこと。
- (4) 市内で外国人労働者を受け入れている企業に対し、「ブラック」な雇用を防止するための啓発を行うとともに、神奈川労働局が設置している「外国人労働者相談コーナー」に丸投げすることなく、本市独自の事業として「横浜しごと支援センター」に外国人労働者のための多言語による労働相談窓口を開設すること。

## 【市民局】

### 1. 区役所

- (1) 各区の自主性・特性の活性化のための区づくり推進費を抜本的に増額すること。
- (2) 個人情報扱う部署は、正規職員で対応とすること。
- (3) 区民の「困った」が気軽に相談できる窓口は、わかりやすい場所に設置すること。また、相談にしっかり対応できる職員体制にすること。
- (4) 区役所において市が原爆被害者の会や市民団体と共に「原爆展」を開催し、原爆被害の実相をしっかりと次世代に継承する取り組みを行うこと。
- (5) 各区役所の税務課窓口には「市税の猶予制度のご案内」や「猶予の申請の手引き」を直ぐに見える所に掲示し、相談に来られた区民に対しては、納付が困難でやむを得ない場合、納付を強要するのではなく、積極的に納税緩和措置を紹介するなど、住民税減免の制度周知を徹底し、丁寧な対応をすること。
- (6) 市民に寄り添った行政サービスを保障するためにも、現存の行政サービスコーナーを維持すること。

### 2. 横浜文化体育館再整備

- (1) PFI 方式で建て替える文化体育館は、興行に偏ることなく市民利用を優先にすること。

### 3. 人権

- (1) 「横浜市パートナーシップ宣誓制度」が周辺自治体と連携し適応できるようにすることが重要。そのため、国に対し「パートナーシップ宣誓制度」の制度化を働きかけること。
- (2) 「パートナーシップ宣誓制度」については、性的少数者の方々の人権が尊重される社会に向け当事者の方々に対し個別専門相談や交流スペースなど当事者が必要としている支援策を充実させること。また市民には、講演会だけでなく様々な機会を捉え啓発を強めること。

### 4. 市民利用施設等

- (1) 市民利用施設内での新型コロナ感染防止のための消毒液などの購入費は、指定管理者の負担とならないようにすること。
- (2) 新型コロナ感染防止のため、地区センターの利用者数を定員の半数にしている。利用者の要望に沿い利用料金を減額すること。
- (3) 地区センターは誰もが利用できるようにするために、「受益者負担の考え方」は市民の負担や利用の規制となっている。考え方を改め無料に戻すこと。
- (4) 地区センター、コミュニティハウスの老朽化が著しいトイレの改修計画をつくり、改修を急ぐこと。
- (5) 公共施設である市民利用施設の貸し出しについては、条例や利用規則の基本である憲法に保障されている国民の諸権利が侵されることのないよう、引き続き指定管理者に徹底すること。



- (6) 「市民利用施設等の利用者負担の考え方」や包括外部監査の意見に縛られることなく、コミュニティハウスの無料を維持し、市民活動を積極的に支援・推進すること。
- (7) 市民局の所管している市民利用施設においては、性的少数者の方々が安心して利用できるよう、多目的トイレ（誰でもトイレ）の設置計画を明確にし、整備を急ぐこと。
- (8) 今後、市民局が所管するプールは「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」による統廃合ではなく、市民の憩いの場を守る立場に立ち、存続すること。

## 5. 地域スポーツ支援

- (1) 2022年度策定予定の次期「横浜市スポーツ推進計画」には市民ニーズの高いサッカー・野球などを楽しめる場所の確保を盛り込むこと。

## 6. 障害者スポーツ振興

- (1) スポーツを楽しむという権利を保障する立場から、市民局として健康福祉局とも連携し障害のある方々のスポーツ推進事業の拡充をはかること。また、そのための体制を構築すること。
- (2) 2022年度策定予定の次期「横浜市スポーツ推進計画」は、健康福祉局や教育委員会と連携し、障害ある方々が地域でスポーツを楽しむことができる環境整備をはかる計画とすること。また、その具体化を図ること。

## 7. 広報・広聴

- (1) パブリックコメントは形骸化している。実施にあたっては、より多くの意見が寄せられるように、様々な方法で市民周知を強めること。
- (2) 「横浜市ウェブサイト」から各事業にたどり着くことが難しい。各局から施策や事業に入れるようにすること。また、検討委員会を設置し、システムの検証や市民意見を反映できるようにすること。

### 【文化観光局】

#### 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組み

- (1) 感染防止のため、劇場関係者やアーティストのPCR検査は無料で受けられる体制を確立・強化させること。
- (2) 市民利用施設内での新型コロナ感染防止のための消毒液などの購入費は、指定管理者の負担とならないようにすること。
- (3) コロナ禍において、ミニシアター・小劇場・ライブハウスなどの経営が深刻である。横浜の文化の火を消さないためにも、支援対象や支援額は増やすなど、市の独自施策を強化・拡充すること。
- (4) コロナ禍において、活動が制限されている市内在住アーティストや横浜を拠点に活動しているアーティストに対し、市独自の支援策を実施・強化すること。

## 2. パシフィコ横浜

- (1) パシフィコ横浜やパシフィコ横浜ノースは、多くの市民が利用できるよう、市民利用料金制度を新設すること。

## 3. 区民文化センター

- (1) 市民要望が高い 区民文化センター（未整備区：南・西・中・保土ヶ谷・金沢）の整備は、再開発に合わせることなく、早急に計画をつくり、整備すること。また、サンハート（旭区）など整備済みの区民文化センターの修繕や設備の更新などを計画的に行えるよう必要な予算を確保すること。

## 4. 国際都市

- (1) 日中、日韓の国際関係が不安定な中で、「東アジア文化都市 友好協力都市協定」に基づく交流事業の発展は益々重要となっている。コロナ禍の中においては日中韓都市間交流事業を中断さすことなく、リモートなどの工夫をし事業を拡充すること。また、事業内容を市民に知らせることに力を注ぐこと。

## 5. 次世代育成事業

- (1) 市内全小中高に満足度の高い文化・芸術事業を普及するために、芸術文化教育プログラム」の予算を大幅に増額すること。またそのための体制を図ること。
- (2) 芸術文化教育プログラムの実施では、全ての年齢の児童・生徒が受けられるようなプログラムにすること。又、そのための情報提供の強化やプログラムについても更なる充実をはかること。

## 6. 観光都市

- (1) 開港以降の歴史を生かした街づくりに文化観光局としても積極的に関与すること。また、市内で活動しているアーティスト等の活動の場としての活用なども工夫し、実施すること。

### 【経済局】

#### 1. コロナ対策

- (1) コロナ禍対策
  - ① 新型コロナウイルス禍での小規模事業者への影響実態を地域別及分野別の開業・廃業状況を調査公開し、今後の施策に生かすこと。
  - ② 「くらし・経済対策」において、市内中小・小規模事業者向けの事業継続支援施策のPDCAを行い、対象を広げスピーディに実施すること。
  - ③ 「新しい生活様式」対応支援事業として実施された市内中小・小規模事業者を応援するための設備投資等に対する補助事業については、応募枠などの規模及び、限度額を上げ実施すること。また、緊急雇用創出事業の規模を拡大するため全庁横断的な取

り組みを行うこと

④少額設備投資費用補助については、訪問・オンラインでの特別相談支援や相談を活用した事業者に限らず、財源を拡充しすべての小規模事業者を対象にすること。

⑤市内中小・小規模事業者の事業継続に向けた取組や新しい事業展開を支援するため、設備投資や販路開拓に係る経費助成事業を大幅に増額すること。

⑥IDEC 横浜の訪問相談事業に加え、生業として小規模事業者に対する営業と生活両面からの相談を受ける総合的な窓口を各区役所に設置すること。

⑦小規模事業者向け無担保・無利息の少額緊急融資制度をつくること。

- (2) 長期化するコロナ禍によって、昨年度よりも増して事業継続に支障をきたしている市内中小企業・小規模事業の支援のため、国に対し再度の持続化給付金実施を要求すると同時に、本市独自の支援金を支給すること。
- (3) 売上減少等の影響を受けた中小法人等が営む市内店舗の家賃負担軽減を図るため、その一定割合を減額する賃貸人に対して市として補助金を交付すること。
- (4) 売上げが減少した中小企業・個人事業主に対し、事業所・店舗等の家賃を国に上乗せして補助すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給期間の延長と、対象を利益減についても加えるよう国に求めること。
- (6) 新型コロナウイルス対応制度融資について、申請から実行までの時間をできるだけ短縮すること。
- (7) これまで実施されてきた各種の新型コロナウイルス対応制度融資の返済が順次始まることから、コロナ禍の影響が好転しない中で融資の返済が経営を圧迫し、倒産・廃業することを避けるため、金融機関からの債務の免除、及び返済の大幅猶予制度などを創設すること
- (8) 企業立地促進条例によって誘致した企業及び関連企業による、新型コロナ不況を理由とした首切り、派遣切り、雇い止めをさせないこと。違反した場合は条例に基づく支援を直ちに打ち切ること。

## 2. 中小企業振興

- (1) 人口減少社会横浜到来を見据え、大企業、外国企業の誘致促進事業や大型公共事業から、市民生活関連公共事業を中心とした地域経済振興に重点を移し、内需拡大、地産地消、市内循環型経済に切り替えること。
- (2) 横浜市中企業振興基本条例は 2010 年 3 月 29 日に成立し 10 年以上経過したことを踏まえ、「横浜市中企業振興推進会議」において 10 年間の総括を行い、議会に報告すること。

## 3. 小規模企業振興

- (1) 本市事業所の 8 割を超す小規模事業者を小規模企業振興基本法に基づき市内循環型経済

の中心に位置づけること。

- (2) 市内中小企業を商業・サービス業の従業員数でいえば5人以下の小規模事業者と6人以上50人以下の中小企業とに分類し、それぞれの市内経済に果たす役割を明確にし、施策・事業に反映させること
- (3) 小規模企業基本法第7条に基づき、小規模事業者の振興のため、市内各区の「自然的経済的諸条件」に応じた施策を策定し、実施するとともに、小規模事業者の地域社会の形成に果たす役割を、地域住民に啓発する事業を行うこと。
- (4) 横浜経済における小規模企業の果たす役割を全庁的に浸透・徹底させ、地域循環経済の活性化を図るため、経済局から各局に対し、例えばバリアフリー化や省エネ、再エネや介護等、小規模事業者の仕事おこしにつながる施策を積極的に立案するよう要請し、具体的支援メニューと予算を増やすこと。
- (5) 引き続き IDEC 横浜が進める小規模事業者支援事業を市内すべての小規模事業者に知らせる手立てをとり、同時に、事業規模を広げるために IDEC 横浜への支援と予算の増額を行うこと。
- (6) 公益財団法人横浜企業経営支援財団の職員と専門相談員による小規模事業者支援チームの事業をさらに拡充・拡大するとともに、「生業」として地域経済に根を張る小規模事業者の実態を踏まえ、営業と生活の両方の観点から総合的に相談できる経済課もしくは係を各区に設置し、小規模業者の生活を守り、事業の継続・振興策を立てること。
- (7) 新たに小規模企業振興条例を制定もしくは、中小企業振興基本条例に小規模事業者振興にかかわる項目を加え改定すること。

#### 4. 地域経済の仕事興し

- (1) 現在の企業立地促進条例を廃止し、財政支援を中心の企業誘致から本市の持つ都市としての魅力と立地条件、政令市人口1位というポテンシャルなど全面に打ち出した誘致活動とすること。
- (2) 入札参加者登録を行わない小規模な事業者のために、本市が発注する少額で簡易な工事や物品購入等に限り受注可能となる「小規模事業者登録制度」を各区単位で設けること。各区各課及び区内指定管理者や補助事業者が行う少額な契約案件について小規模事業者への発注を行うよう努め、年度ごとに経済局を通じ報告を、本市中小企業振興基本条例報告書に記載すること。

#### 5. 労働環境の改善

- (1) 町場の建設産業の担い手や後継者を確保するため、更なる建築大工育成支援を図るなど、若い世代の新たな担い手を育成する施策として有効な横浜建築高等職業訓練校に対する支援の継続と、本市経済局が推進している「ハマの職人展」「ハマの職人塾」等の会場へ 横浜建築高等職業訓練校を紹介するブースの設置や同訓練校の見学会の実施など、若者に入校を促す啓発事業を様々な機会をとらえ実施すること。
- (2) 公契約条例を制定するよう経済局から所管局に求めること。

- (3) 各区に労働相談の日を定期的に設け、各区版ニュースに掲載すること。
- (4) 引き続き若者層への労働者の権利やワークルールにかかわる啓発事業として、冊子「ワーキングガイド」及び「ワーキングガイド (アルバイト編)」等を中学、高校、大学の生徒学生一人一人に配布し、セミナー等を開催すること。
- (5) 市民の雇用拡大を図ることを掲げた企業立地促進条例で認定された事業者には、本市市民をはじめとする労働者の労働環境等を守り改善させる義務がある。企業立地促進条例認定事業者によるリストラやブラックな働かせ方などが、労働者の労働環境等に関する指導について権限を持つ機関によって明らかになった場合、条例の目的の柱に市民雇用の増大を掲げていることを踏まえ、当該認定事業者は認定を取り消し、過去の支援分の返却を求めること。
- (6) JFE スチール東日本製鉄所京浜地区の設備休止について
  - ①高炉休止に伴う労働者の雇用、関連企業や、横浜経済への影響を調査分析を行い公表すること。
  - ②京浜地域でのモノづくりを守り発展させるため、JFE スチールに対し、高炉休止の方針を撤回するよう要請すること。

## 6. 横浜中央卸売市場

- (1) 福島第一原発事故はいまだ終息していないため、引き続き、本場市場での放射能検査体制を継続すること。同時に、水産物を取り扱う市場開設者として福島第一原発汚染処理水の海洋投棄を中止するよう国と東電に要求すること。

### 【こども青少年局】

#### 1. 子どもの貧困解決

- (1) コロナの影響が長引くことを踏まえ、子どもの権利の視点に立ち、こどもの貧困解決のための予算を抜本的に増やすこと。
- (2) 子どもの相談を受ける団体のネットワークを築き、団体を支援・育成する仕組みをつくること。子ども食堂、学習支援(無料塾)などを行う子どもの居場所づくり活動支援事業は補助要件を緩和し、補助金を抜本的に増額すること。また、区役所が先頭にたって、支援を必要としている保護者・子どもたちに団体や活動、支援の情報が確実に届く仕組みをつくること。
- (3) 家族から暴力を受けているなど、家庭に居場所のない若年女性(10代~20代)の相談窓口を設置し、支援活動を行なっている団体を支援すること。
- (4) ヤングケアラーの実態を速やかに把握し、求められている支援は何かを調査し、当事者及び関係者の相談・支援窓口の設置など支援の施策・体制を早急に構築すること。

#### 2. 放課後児童クラブ

- (1) 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、放課後児童クラブ・放課後キッズクラブに従事する職員が、定期的にPCR検査を受けられるようにすること。
- (2) 子どもたち自身が望む放課後の場を保障するのは市の責務であることから、放課後児

童クラブの運営について、施設や指導員の処遇や一般事務作業なども含め、基本的な運営に関わることについては市が第一義的な責任を負うこと。

- (3) 家賃は市が全額負担すること。
- (4) 放課後児童クラブと放課後キッズクラブの保育料格差を解消するために、学童保育の保護者負担金を軽減する制度の創設とそれに必要な財政措置をすること。
- (5) コロナ禍の長期化を踏まえ、現行の面積基準を改善し、換気機能等、コロナ対策に対応した施設を検討すること。
- (6) 放課後児童クラブの職員配置基準を引き上げ、指導員の給与引き上げなど、処遇改善を抜本的に図ること。
- (7) 放課後児童クラブでの、緊急時の防災品の備蓄のための財政支援を行うこと。
- (8) 市の事業計画を達成するために、放課後児童クラブの増設については、住民や保護者任せではなく市として責任を持つこと。
- (9) 利用料減免対象が就学援助世帯にも拡大されたが、運営に保護者が携わっていることから、減免申請しにくい状況となっている。区役所で申請を受けつけることや、教育委員会と連携し新たな仕組みをつくること。また市として、ひとり親世帯・多子世帯にも減免の対象を広げ、補助単価を増額すること。
- (10) コロナの長期化に対応するため、正規職員加算を行うこと。
- (11) 小規模（10人未満）の学童保育も補助を継続すること。
- (12) 激変緩和措置補助を、大規模から標準規模に変更した場合でも、適用すること。
- (13) 新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助と利用料返還補助を継続実施すること。
- (14) コロナが終息するまで、感染のリスクの中で業務を続ける職員に対して、特別手当を支給すること。

### 3. 放課後キッズクラブ

- (1) 2021年度より新区分ができるなどの見直しがされたが、その結果を検証するとともに午後5時以降の利用についても実態調査を行うこと。利用が引き続き少ない場合は、原因を究明した上で改善策をすみやかに請ずること。
- (2) 学校とキッズクラブと放課後児童クラブの懇談の場をもつこと。

### 4. 保育所等

- (1) 国の保育士配置基準は半世紀前に作られたものであり、昨今の社会情勢（コロナ禍による影響、労働環境の変化等）を踏まえて国に改善を求めること。定員割れを解消し保育環境の充実を図るために、市独自基準を0歳児2対1、1歳児3対1、2歳児4対1、3歳児10対1、4-5歳児15対1とすること。ローテーション保育士について、現行の基準から増員し、正規職員とすること。
- (2) 現在の園ごとの定員について、定員枠の弾力化・定員外入所は行わないこと。
- (3) コロナが終息するまでは、感染拡大の中でも、業務を継続した保育所職員に対する手当を引き続き支給すること。定期的にPCR検査が受けられるようにすること。

- (4) 保育無償化の対象が負担の多い 0-2 歳にも広がるよう国に働きかけること。実現しない間は、市の独自事業として文字通り「保育の無償化」を実施すること。それが実現するまでの間、小学生以上の年の離れた兄弟がいる第 2 子、第 3 子は保育料減免が受けられないことから、年齢差に関係なく、生計を同一にする子どもとして、第 2 子を半額、第 3 子以降は無償の対象とすること。
- (5) どの子どもにも質の高い保育を提供するよう、認可外保育施設にも所要の手立てを講ずること。具体的には、認可外施設であっても保育士を加配できるような助成制度を創設すること。認可保育園を対象に行っているキャリアアップ制度などの処遇改善施策を認可外施設にもその対象を広げること。
- (6) 副食費の保護者負担について、市が補助を行うこと。
- (7) 「市立保育所の在り方」を見直し、これ以上の公立園の民間移管をただちにやめること。
- (8) 必要な保育士を確保するためには保育士の処遇改善が不可欠である。保育所で働く保育士も含めて、他の職種の職員も処遇改善をはかること。
- (9) 保育の質向上のために、一定の経験年数を有する保育士の配置を要件とするなど、保育の質を担保する市の指針を定めること。
- (10) 宿舍借り上げ支援事業だけではなく、保育士個人へ家賃補助を行うこと。
- (11) 本来子どもの保育に使われるべき保育運営費の目的外使用を認めないよう、市要綱を改正すること。
- (12) 保育園の立地について、幼稚園の立地については基準が定められていることから、保育園も幼稚園同様、子どもたちが過ごす保育の環境として相応しくない場所（高架下など）での設置は制限するべきである。騒音や振動など、立地を制限する基準を定めるよう国に求めること。それまでの間、本市独自の保育園の基準を定めること。また、面積基準を大幅に改善することを国に求め、市としても改善を進めること。
- (13) 横浜市子ども・子育て支援事業計画で見込まれている保育量に必要な保育士について、市として数値的目標を持った確保計画を策定すること。
- (14) 保育所への看護師配置が進むよう（平成 26 年以前の水準の）看護師雇用加算を復活させるなど、実効性ある確保策に取り組むこと。
- (15) 園庭の基準面積の緩和による弊害について、実態調査を行うこと。コロナ感染拡大により、手洗いうがいが行われなくなるなかで、トイレ・手洗い場のない公園・広場等で子どもたちを遊ばせることは、衛生上問題であり、園庭の代わりとしての機能は果たせない。公園を園庭がわりに使わざるを得ない場合は、トイレ・手洗い場などを整備すること。
- (16) 0.1.2 歳児の定員割れに関わって、定員が埋まるまでの期間、運営費を交付すること。育児休業制度を利用できない非正規労働者の利用を制限するのは、子どもの権利を奪うことになるため、0.1.2 歳児枠を減らすことはやめること。
- (17) 兄弟児が同一園に入所できるように、利用調整におけるポイントを加算すること。

## 5. 認可外保育所

- (1) コロナで苦境に立たされている認可外保育所に対して、財政支援を行うこと。認可保育

園や横浜保育室と同様の支援を行うこと。

- (2) 認可外施設から認可施設への移行が、よりスムーズにできるよう支援策を拡充させること。
- (3) 届け出済み認可外施設について、安心して子どもを預けられるよう保育の質を担保する施策を強化すること。具体的には、保育士の確保と定着を援助するような施策を進めること。
- (4) 横浜保育室への基本助成費と補助金のさらなる増額を行うこと。また、家賃補助額の増額を行うこと。認可施設への移行を希望している23の横浜保育室については、支援を強化すること。
- (5) 川崎市以外の隣接市（藤沢市・鎌倉市・横須賀市など）とも相互利用の協定を結んで横浜保育室への入所希望児も認めること。
- (6) 年度途中の入園希望にも柔軟に対応している横浜保育室への保育士雇用対策費について、年度当初（4～6月）だけでなく、1年を通して空定員分の基本助成費保障とすること。年度途中で入園できる保育所があることは、保護者の安心につながり横浜の子育て環境向上に貢献しているとの認識を持つこと。
- (7) 横浜保育室の児童・職員、届け出園の調理担当以外の職員に対しての健康診断費用を別建てで助成すること。
- (8) アレルギー対応を行っている横浜保育室への助成を行うこと。

## 6. コロナの影響による支援

- (1) コロナ禍により深刻な影響を受けている保育所、障害児施設などの児童福祉施設に対する支援策として、水道料金の減免策を講じること。

## 7. 障害児支援

- (1) 放課後等デイサービスについて、利用者への排泄介助のみならず、同性介助に関する実態調査を行い、徹底した実施により、利用者の尊厳を守ること。集団指導、実地指導等は引き続き徹底すること。
- (2) 放課後等デイサービスは事業所数が著しく増加しており、利用する際の選択の基準となるよう、質の評価を実施し公表すること。
- (3) 医療的ケア児支援法が成立し、努力義務にとどまっていた支援が自治体の責務となったことから、医療局等と連携し、小児看護師の育成・確保に努め、保育現場で必要な看護師を確保すること。また保育所等勤務の看護師を支える仕組みを作ること。
- (4) 民間任せとなっている、中学・高校生の発達障害児を含む、学齢後期障害児支援事業について、直ちに第4期横浜市障害者プランの計画（4カ所）を実行すること。ニーズに合わせて、各区に設置すること。発達障害及びB2の手帳取得者について、対象を小学生としている療育機関の関与を18歳まで引き上げること。
- (5) ニーズの高い地域療育センターの機能充実を図ること。さらに、人員（医師）の抜本的な拡充をはかること。また地域療育センターそのものの増設計画をもつこと。



- (6) 第4期障害者プランで掲げている以上に、地域療育センターによる保育所幼稚園巡回指導・小学校訪問教職員研修が着実に進められるような人員体制を整えること。

## 8. 児童虐待・育児不安への対策

- (1) 急増する児童虐待件数及び一時保護件数に対応するために、2021年度の増員に加え、さらに既存の児童相談所の人員体制を強化すること。また、一時保護所の増設を行うこと。特に、児童心理司について国の配置基準（児童福祉士2人に対し児童心理士1人）に一刻も早く到達するようにすること。また、児童相談所の増設計画をもつこと。児相職員の逮捕に関して、このようなことを繰り返さないよう、職員へ伝えていくこと。
- (2) 2021年度に続き、2022年度設置される「こども家庭総合支援拠点」において、増加する児童虐待に対応できるよう、区役所に専門職を増員すること。母子保健、地域子育て支援に携わる区役所職員を増員すること。
- (3) コロナ禍のなか、子育て世帯の孤立防止、虐待の未然防止や早期発見のためにも、「こんにちは 赤ちゃん訪問事業」を100区実施すること。また、コロナ禍により里帰り出産ができないなど、必要な支援が得られない母親が増えていることから、助産師や保健師が訪問する母子訪問は2か月以内に全員に実施すること。
- (4) だれもが安心して出産できるよう、妊婦健康診査費用補助券の枚数を増やし、出産費用がかからないよう、検討を始めること。
- (5) 不育症について、2021年度から開始された検査費用助成にとどまらず、市独自に治療費助成制度を創設すること。

## 9. 引きこもりの若者の自立支援

- (1) 本市の引きこもりの実態把握調査の結果、15～39歳は約12000人、40～64歳が約15000人と明らかになっている。15～39歳については、既存の施設だけの施策では全く足りていない。引きこもりの本人と家庭へ支援が届くよう、抜本的な施策の拡充を図ること。40歳～64歳についても、健康福祉局等と連携して相談窓口の設置をはじめ具体的な施策を講じること。
- (2) 引きこもりの若者の自立支援強化のために、地域ユースプラザの増設をおこなうこと。さらに区役所での相談は、相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチができるような体制をつくること。
- (3) 引きこもりの若者支援の役割を担っている自主的サークルに対して、居場所としての役割を果たしているのみならず、「教育機会確保法」の精神に則りその役割を認め、公的補助を行うこと。
- (4) コロナ禍の中、困難を抱える若者が増えている。進路に悩む若者、高校・大学等中退者のサポート機能充実のためにも、若者サポートステーションを増設・充実すること。

## 10. 青少年を育む地域の環境づくり

- (1) 「青少年の地域活動拠点」について、体制を強化すること。また未設置区への設置の計画を持つこと。

## 1 1. 原発事故による放射線被害への対応

- (1) 300 園の保育園などに埋設された除去土壌は、埋設状況を公表し、そのすべてを北部汚泥資源化センターの保管施設に移動させること。

### 【健康福祉局】

#### 1. 国民健康保険

- (1) 高すぎる国民健康保険料の引き下げを行うこと。そのために、法定外繰り入れの実施や、均等割分の縮小廃止を行うこと。子どものいる世帯の所得控除を拡充し子どもの均等割りを 18 歳まで全額減免とすること。また障害者のいる世帯にも所得控除を行い保険料を引き下げること。国から削減・解消を求められているからと、法定外繰り入れを機械的に削減することはやめること。新たな 3 年分の削減計画は提出せずに、計画の押し付けをやめるよう、国に求めること。前近代的人頭税に相当する均等割りの廃止を国に求めること。
- (2) 自治体間を争わせる保険者努力支援制度の廃止、都道府県化の廃止を国に求めること。
- (3) 高すぎる国民健康保険料について、保険料減免や換価猶予制度などの制度を周知し、機械的な徴収・差し押さえはしないこと。また各区の納付相談の窓口職員は、市民が相談しやすい窓口となるように徹底すること。
- (4) 収入が生活保護基準以下の国保加入者に対して、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の案内を保険料の通知書に同封すること。
- (5) 医療費の減免・徴収猶予制度の周知を医療機関にも協力してもらい、医療機関の窓口チラシを置くなど市民がその情報にアクセスしやすくなるようにできる限りの手立てをとること。また対象を外来（日帰り手術など）などへも拡大すること。
- (6) コロナによる影響を受けた世帯に対する、国保料、介護保険料、後期高齢者保険料の減免を復活させるよう国に要望すること。国保の傷病手当金の支給対象者を、事業主にも広げて、継続すること。

#### 2. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料）

- (1) 上がり続けている保険料を引き下げるために、国庫負担割合の引き上げを国に求めること。利用料についてもお金の心配なく必要な人が必要な介護サービスを受けられる介護保険制度になるよう、抜本的な改善を国に求めること。また市としての独自減免制度の創設を行うこと。
- (2) 介護保険料の滞納者への給付制限措置は実施しないこと。
- (3) 補足給付の申請に対して、制度活用が進むように、通帳の写しや残高照会承諾書を配偶者までを含め、提出させることは求めないよう、国に求めること。
- (4) 生活保護境界層該当措置についての制度案内の周知について、ホームページだけにとど

まらず広く周知すること。

### 3. 高齢者・介護施策(介護サービス)

- (1) 介護認定は、法律通り申請後 30 日以内で認定できるように、体制を拡充すること。特に、末期がん患者さんなどが入院中に申請して在宅介護サービスへ移行する際などは短期で結論を出す対応を行うこと。
- (2) 本市において「自立支援」「介護給付の適正化」の名で、介護サービスが取り上げられる利用者を出さないこと。
- (3) 認知症の早期発見のために 65 歳以上の方で希望する方が受けられるよう、特定健診の案内に「もの忘れ健診」の案内も入れること。
- (4) 認知症患者や家族を支援する「認知症カフェ」を市民へ周知すること。さらなる活動の充実が図れるよう補助金を増額すること。
- (5) 生活援助中心型の訪問介護の訪問回数が基準より多いケアプランの届出義務を撤廃するよう国に働きかけること。

### 4. 高齢者・介護施策(介護施設と住まい)

- (1) 特別養護老人ホームについて、現行一年程度の入所待ち期間をできるだけなくすよう整備を進めること。
- (2) 盲・ろう高齢者など、障害のある高齢者が特別養護老人ホームに入所できるよう入所枠の設定や専用施設を設置すること。また「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に障害についての記載がないため見直しをすること。
- (3) 特養ホームの入所の要件が原則要介護 3 以上だが、要介護 1・2 でも特例入所の 4 要件を満たせば入所できることを市のホームページ等に加え、引き続きあらゆる機会を利用して市民に周知すること。また要介護 1・2 というだけで退所扱いにならず継続入所できるように、特例入所要件の周知も引き続き徹底すること。
- (4) 高齢者の住まいをどうするのかについて建築局と連携して市営住宅の増設計画をつくること。また「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給戸数の増加にも取り組むこと。
- (5) 認知症高齢者グループホームの整備計画をニーズに合わせて策定し整備すること。
- (6) サービス付き高齢者住宅を利用せざるを得ない低所得者に対し、施設サービス利用者に適用される部屋代の負担軽減を適用させる（補足給付）ことや、家賃補助付きセーフティネット住宅と見なすなど、入居費の助成を行うこと。
- (7) 未届けの有料老人ホームに入所している高齢者の実態調査を行うこと。不適切な環境に置かれている高齢者を速やかに養護老人ホームなどへ入所させること。

### 5. 高齢者・介護施策(介護人材確保)

- (1) 介護職の賃金底上げとなる抜本的な処遇改善を国と県に求めること。市として、一定条件にある保育士と同様に月 4 万円の独自助成を行うなど、処遇改善施策を拡充して直接職員に届くようにすること。また、資格取得のための研修や、更新研修、事業所研修の

費用助成をするなど、市独自の定着支援を強化・拡充すること。

- (2) 介護職員処遇改善加算を、病院勤務看護補助者へも適用するよう国に求めること。
- (3) 介護人材の確保計画を市として作成し、介護人材の確保に市が責任を負うこと。
- (4) 地域包括支援センターの人員配置について、激増する業務量に基準配置人員が足りているのかの実態調査を行うこと。そのうえで、必要な人材を増やし、早急に配置すること。

## 6. 高齢者・介護施策(その他)

- (1) 敬老パスの自己負担の引き下げ・廃止についての検討を始めること。検討にあたっては、制度の波及効果を社会参加、健康効果、経済効果、環境効果の側面から数値化すること。
- (2) 認知症高齢者事故救済保険制度を本市においても本人負担なしで導入すること。
- (3) 高齢難聴者の補聴器購入に対し、健康保険の適用と助成制度創設を国に働きかけること。国の制度ができるまで、市独自に助成を行うこと。
- (4) 介護保険計画に示されている「就労的活動」について、労働法の適用を逃れる働かせ方を蔓延させないこと。
- (5) 介護ロボットの導入について、助成金を支給すること。
- (6) 医療、介護の施設整備や人材確保のために地域医療介護総合確保基金を充てられるよう、国と県に求めること。特に介護分野では人材確保をボランティアで代替しないこと。

## 7. 後期高齢者医療制度

- (1) 国保の短期証の発行を無くしたように、後期高齢者医療制度でも短期証の発行をなくすよう後期高齢者広域連合へ求めること。
- (2) 後期高齢者医療制度は廃止することと、当面もとの老人保健制度に戻した上で、新たな医療制度の構築を図るように、国に対して求め、働きかけること。
- (3) 保険料を引き下げ、減免制度の拡充を県後期高齢者医療広域連合に求めること。

## 8. 障害者施策(全般)

- (1) 障害者当事者や家族の団体などの案内・紹介を区役所窓口など行政の支援窓口で行うだけでなく、医療機関でも障害者団体の案内を渡してもらえるように働きかけること。
- (2) 障害者の成人式について、全市だけでなく、区毎の開催にむけて市として支援を強めること。
- (3) 障害者が親なき後も安心して生活できるように、障害者基礎年金の引き上げを国に強く求めること。また障害年金の手続きについて、当事者のみで対応するのは困難な場合、市として手続きの支援を行うこと。
- (4) 障害者雇用の場を広げるために、障害者の自主製品の常設売店を大幅に増やすこと。新市庁舎でもパンの販売にとどまらず実施することと、いくつかの地下鉄駅構内などの公的施設やスペースを今以上に使えるようにすること。
- (5) 障害者の社会参加促進のために福祉パスを無料に戻すこと。
- (6) グループホーム・地域活動支援センター・就労継続支援事業所・移動サービス事業所等

で職員が確保・定着できるよう、市として福祉人材確保に抜本的支援策を講ずること。特に地域活動支援センター・グループホームなど福祉施設職員の処遇改善のための市独自施策のさらなる拡充に取り組むこと。

- (7) 障害者支援団体への運営補助金を増額をすること。
- (8) 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援事業障害児者計画相談支援の質の向上を図るため、報酬引き上げを国に求め、運営費等を市独自で助成すること。
- (9) 多目的トイレの目的や利用マナーについて市民への周知徹底をはかること。施設等の新設または改修時に限らず設置が進むように取り組み、利用者用のマップやアプリを市として作成すること。また、オストメイト対応トイレの設置に努めることとされている一定規模の施設での多目的トイレ（誰でもトイレ）の設置が進むよう助成制度の充実を図ること。
- (10) 障害者手帳のカード化について障害当事者の声が反映できるよう意見交換の場を設け、合意を得ること。
- (11) コロナ禍の中、リモート会議に参加するためのパソコンを日常生活用具として給付すること。
- (12) 障害者の在宅生活を支える訪問系サービスについて、事業所が行う感染対策への助言と支援を行うこと。
- (13) 横浜市中途障害者地域活動センターの運営基本費の増額を行うこと。
- (14) 障害者地域作業所型のセンターは、現在は港北区と旭区の2カ所のみしかなく、まずは空白となっている南部方面で整備する計画を持つこと。

## 9. 障害者施策（住まい）

- (1) 障害種別の入居施設に関するニーズ調査を行うこと。特に、設置数が少ない精神障害者グループホームについて、毎年の設置計画の中に、精神障害者の枠をつくること。
- (2) 発達障害者の一人暮らしに向けた準備段階である、市のサポートホーム事業をさらに拡充すること。
- (3) 看護師等の人件費を独自に支援している高齢化・重度化対応のグループホームを増やすこと。新たに創設された「日中サービス支援型」グループホームでも、独自に看護師等の人件費を支援すること。
- (4) 地域生活が困難になる最も大きな要因となる強度行動障害について、グループホームなどがそういう方の地域移行を支援した場合、「特別加算」があるが、仕事の大きさを鑑み、さらに加算を増やすこと。
- (5) ユニバーサルデザインの賃貸住宅の設置を推進するような取り組みを行うこと。

## 10. 障害者施策（精神）

- (1) 市内に3か所しかない宿泊型自立訓練施設の増設が進むよう計画を策定すること。
- (2) 精神科病棟の職員配置については、いわゆる「精神科特例」は明らかに低い医療人員水

準であり合理的配慮に欠けているため、廃止するよう、市として国に求めること。

- (3) 精神障害者の入院について、身体拘束ゼロとなるよう市として国にあらためてガイドラインを示すように働きかけること。
- (4) 地域活動支援センター作業所型から法定事業へ移行した事業所の運営に支障が出ないよう、家賃補助を継続すること。
- (5) 精神障害者家族教室は、区任せにせず、全区で実施できるよう市が責任を持つこと。
- (6) 精神障害者保健福祉手帳取得者の増加に伴い、区の精神障害担当の医療ソーシャルワーカー（MSW）を増員すること。
- (7) 精神障害者が社会福祉法人型地域活動ホームのショートステイ事業を利用しやすくなるよう、人員配置などの受け入れ体制強化について市としての補助を行うこと。
- (8) 医療機関と結びついていない精神障害者に対して、生活支援センターなど関係機関とは別に、粘り強く訪問・支援を行っている支援団体等に対して、市として援助を行うこと。
- (9) 精神障害者の働く場として市委託事業の継続と障害者の店（目的外使用許可）の継続、拡大を図ること。また、市および関係機関において精神障害者雇用の更なる拡大、充実を引き続きはかること。
- (10) 重度障害者医療費助成制度は、県基準にとどまらず、相模原市や藤沢市、鎌倉市などのように精神障害者1級の入院と2級の通院と入院にも広げること。
- (11) 精神障害者の救急医療体制について、日中とともに、特に夜間について速やかに入院できるよう、関係医療機関と調整を図ること。
- (12) 精神障害者に対して自立支援医療（2年ごと）・障害者手帳・障害年金更新時の診断書提出が義務付けられており、他障害では診断書作成料は無料なのに精神障害だけ有料とされている。この不合理な待遇の改善を図り、診断書を無料とするよう国に求めるとともに、国が実施するまでは市として補助すること。
- (13) 精神科での長期の社会的入院の解消に向け、計画的に地域移行を進めること。
- (14) JR 運賃や私鉄運賃・航空運賃・有料道路料金などの割引を他障害者と同様に精神障害者にも行うよう国に働きかけること。

## 11. 障害者施策（移動）

- (1) 少なくともガイドボランティアに自己負担をさせないよう、奨励金は実費支給とすること。
- (2) ガイドヘルパーの報酬単価をさらに引き上げること。また同行援護中の交通費を助成をすること。ヘルパーがいなければ福祉バス等の利用ができない場合、ガイドヘルパーの同行援護を、バスでの移動時間も含めて全行程について、認めること。
- (3) 障害者にとってニーズの高いハンディキャブ（リフト付き小型車両）を増車すること。またその利用方法について、通院以外は市外への運行ができないため、市外も可とすること。
- (4) ガイドヘルプ事業の利用時間の制限を実態に合わせて撤廃し、利用目的の制限を撤廃すること。

- (5) 障害者が働ける条件を整備するために、通勤などでのガイドヘルパーやガイドボランティアの利用を認めること。
- (6) 盲・ろう特別支援学校の幼児とろう特別支援学校小学部の児童は、保護者が通学の付き添いができない場合、多額の自己負担でヘルパーを頼むか、やむを得ず欠席している現状もあり、それらを解消するためにもガイドヘルプ事業の通学通所支援対象者に幼児と聴覚障害児を加えること。

## 12. 障害者施策（視覚）

- (1) 就労支援センターを強化し視覚障害者の就労支援をさらに促進させること。
- (2) 重度訪問介護による入院中のコミュニケーション事業は、利用者負担なしとすること。市実施の重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業の水準を引き下げないこと。
- (3) 市からの視覚障害者への送付文章について、健康福祉局と税金・市営住宅の通知の点字化対応にとどまらず、暮らしに必要な市からのお知らせ文書の点字化を全庁的に推進していくような実行計画をつくり進めること。
- (4) 視覚障害者の情報保障を担える施設として、点字図書館機能を備えた視覚障害者支援センター（仮称）を設置すること。
- (5) 点訳・音訳養成講座を利用要望に応えられるよう、市として責任を持ちさらに拡充すること。
- (6) 視覚障害者向けに新たな情報処理技術を活用した日常生活用具が開発され、それらの製品も給付対象となるよう見直し予算化を図ること。
- (7) 視覚障害者が日常生活で必要とする代読・代筆は、居宅介護サービスのヘルパーに依頼できるが、利用時間の制約もあり、別途拡充が求められる。総合支援法に基づき各市町村が実施する地域生活支援事業の意思疎通支援事業にある手話通訳者・要約筆記者派遣に加えて、代読・代筆等サービスも実施すること。
- (8) 活字による読書が困難な方への情報保障として、市立図書館・市大図書館・盲特別支援学校図書室のデジタル録音図書（テキストデイジー・マルチメディアデイジー形式）などを引き続き充実をはかること。
- (9) 視覚障害当事者や支援者が視覚障害者に対して緊急事態下でも情報発信できる仕組みを整えること。
- (10) バス停の行先についての音声自動案内装置の設置を推進すること。

## 13. 障害者施策（聴覚）

- (1) 人工内耳とその外部機器の更新を補装具費支給事業の対象に加えるよう国に働きかけること。またそれが実現するまで札幌市・小樽市などのように、市としての独自助成を行うこと。
- (2) 地域活動に障害者の参加がさらにすすむよう、手話や要約筆記者などを通訳者派遣事業をさらに市民に周知すること。
- (3) 手話言語法の制定に向けて国に対してはたらきかけていくこと。

- (4) 難聴者の情報保障機器の普及に向けて、関係団体の要望を聞き、タブレット操作講習の対象にスマホも加えること、また音声認識ソフト利用した会議を体験できるようパソコンの購入を助成すること。
- (5) コロナ禍の中、難聴者も利用できるような、声の字幕を付与したオンライン医療システムのモデル実施を行うこと。
- (6) 市長会見及び市長メッセージ・市長コメントを市として動画で発信する際、すべてに手話通訳を導入すること。
- (7) 次代の手話通訳を目指す方向けに手話講習会を市として行うこと。
- (8) 人工内耳の電池購入助成制度を導入すること。
- (9) 中途失聴難聴者政策として、A I ボイス筆談機「ポケトーク mini」および「タブレット mini」を聴覚障害者の日常生活補装具の助成対象に追加すること。

#### 14. 障害者施策（呼吸）

- (1) パルスオキシメーター（血中酸素量測定器）は呼吸機能障害者が日常生活を送るにあたって欠かせないため、現在障害3級まで認められている購入補助対象を4級までの全等級に広げること。
- (2) 呼吸リハビリを受けられる医療施設を増やすよう働きかけること。また、在宅医療においても呼吸リハビリを提供できる仕組みを構築すること。
- (3) 自立支援医療(更生医療)の対象に「肺」を入れ、自己負担金を軽減すること。

#### 15. 障害者施策（医療的ケア）

- (1) 医療的ケアの必要な重症心身障害児者やその家族への相談支援、生活介護、訪問看護サービス及び短期入所などを一体的に提供できる場である多機能型拠点の整備は、速やかに6か所整備すること。
- (2) 多機能型拠点に併設される医療機関では、宿泊サービス利用時は医療保険での算定が可能だが、通所施設の場合、現場で経管栄養、人工呼吸、酸素吸入などの医療行為が必要であるにもかかわらず、医療保険制度では医療提供の場として原則認められていないため費用請求ができない。国に改善を申し入れるとともに、市として補助を創設すること。

#### 16. 障害者施策（腎臓等）

- (1) オストメイト装具助成事業において、消化器系のオストメイトの中で回腸部にストーマがある場合、交換頻度が高いため、助成金が不足している。尿路系と同額になるよう増額すること。
- (2) 透析者の新型コロナウイルス感染者に対する病床確保をさらに進めること。

#### 17. 障害者施策（身体）

- (1) 高齢の視覚障害者のために、機能訓練事業所・生活訓練事業所において歩行訓練士の配



置を促進するよう助成すること。

- (2) 障害者宿泊施設「横浜あゆみ荘」に車いすを利用して宿泊できるよう、洋室をさらに増やすこと。また、重度障害者対応のリクライニングベッドを設置すること。

## 18. 障害者施策（重症心身障害）

- (1) 特別支援学校等を卒業する重症心身障害の人たちのニーズを把握し、一人ひとりにあった日中活動の場を速やかに提供すること。
- (2) 肢体不自由児者や重症心身障害児者受け入れのために、必要なバリアフリーの整備や広さの確保を行う事業所に対し、整備のための助成や家賃助成を拡充すること。
- (3) 特別支援学校高等部卒業後の進路が見つからない状況を解消するため、就労支援事業所、生活介護事業所を増やし、福祉就労の場を充実させること。

## 19. 障害者施策（防災）

- (1) 国の方針に基づき市が主体となって作成する災害時の要援護者名簿登録者の個別支援計画の作成を行うこと。また自治会町内会などへの災害時要援護者名簿の提供を促進すること。
- (2) 地域防災拠点の運営や訓練に障害当事者が参加するよう進めること。体育館だけでなく教室利用を可能とすること。また、福祉避難所の情報などとともに周知すること。
- (3) 透析施設が災害時に機能しなくなることを想定した対策を立てること。
- (4) 聴覚障害者を対象とした地震震度情報、気象情報などの防災情報をEメールで配信するサービスを必要とする全ての対象者へ丁寧に周知すること。
- (5) 地域防災拠点にオストメイト簡易トイレを備蓄することや、車いす対応のトイレを用意すること。またストマ装具交換のためのトイレも確保すること。

## 20. 障害者施策（スポーツ）

- (1) 横浜ラポールの現行修繕計画を見直し、抜本的な修繕計画を策定し必要な修繕を確実に進めるよう予算を増やすこと。

## 21. 依存症対策

- (1) 普及啓発、相談事業等を行う依存症関係民間団体ネットワーク構築へ助成すること。また全区で普及啓発を目的とした講演会などを実施すること。依存症に対応できる医療機関を増やすこと。また、市として取り組んでいる家族支援のワークショップなども、その内容を充実させること。

## 22. 生活保護施策など

- (1) コロナ禍により生活保護の相談・申請が増加していることに対応して窓口の相談体制を強化すること。相談はプライバシーが確保できるよう、間仕切りではなく個室で行うことを目途に計画をたてること。

- (2) 住まいの確保への支援について、本人まかせではなく確保できるまで市として責任を持つこと。
- (3) 厚労省は所得が生活保護基準を下回る世帯のうち保護を利用している世帯は22.9%（捕捉率）という推計結果を2018年に発表しており、補足率向上は緊急に取り組むべき課題である。本市独自に、所得水準だけでも補足率を調査すること。申請へのハードルを低くするために、本市の申請書類の簡略化、法で定められていない書類の廃止、扶養照会の一律停止を行うこと。
- (4) 常勤ケースワーカーの担当世帯を80世帯となるように配置数を引き上げること。その際、配置は福祉専門職とすること。またワーカーの研修についてはしっかりその時間を補償すること。
- (5) 生活保護基準をこれ以上引き下げないよう、また、医療費の窓口負担金導入などの新たな制度改悪は行わないよう、国に求めること。引き下げられた住居費について、元に戻すよう国に求めるとともに市独自に補助すること。
- (6) 生活保護のしおりと申請書を窓口に着置き、申請の意思を有する市民の申請権を保障すること。あわせて「生活保護の利用は国民のへの権利です」というポスター掲示など更なる市民周知をはかること。
- (7) 健康福祉局生活支援課への警察官OBの配置はやめること。
- (8) 無料低額宿泊所には、劣悪な住環境に生活保護利用者を囲い込んで高額な利用料を徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」施設があるため、経過措置ではなく、直ちに条例基準を満たすよう、またコロナ禍のなか、個室化など改善指導を強化すること。一時的な宿泊施設であるにもかかわらず、「終の棲家」になっている実態があるため、自立生活安定化支援事業を拡充しアパートや施設などへの転居希望者に対し積極的に支援すること。
- (9) 簡易宿泊所を住まいとして、多くの高齢単身者が生活保護制度や介護サービスを利用して暮らしている実態がある。市としてこのような実態を解消する対策を持つこと。自立生活安定化支援事業を拡充し、希望者にアパートや市営住宅等への転居支援、高齢者施設等への入居支援をより強化すること。
- (10) 生活保護利用世帯へ、敬老パスと福祉パスは無料にすること。
- (11) 生活保護利用や低所得世帯の高校生が経済的理由で退学することのないよう、教育委員会と連携し、生活保護・低所得のみを要件とする市独自の給付型奨学金制度を創設すること。寄り添い型学習支援のさらなる充実をはかること。
- (12) 生活保護利用世帯の高校生が大学等への進学について、世帯分離され、保護対象から外されたため、進学は困難なのが実態である。国に大学進学を認めるよう求め、世帯分離の廃止、一時金の増額など、改善を求めること。また、貧困の連鎖を断ち切るのには教育であることから、教育委員会と連携し、市独自の大学生等向けの給付型奨学金制度を創設すること。
- (13) 異常気象への対策として、すべての生活保護利用者のエアコン設置と夏季加算を国に求めること。夏季と冬季に1世帯1万円を福祉手当として支給する制度を創設すること。エアコン未設置の世帯のうち、設置を希望するすべての世帯に、エアコン設置補助をす

ること。

- (14) 生活保護を受けている世帯は要保護世帯のうち 1 割程度という補足率の低さである。母子世帯が生活保護を利用しやすくするための対策として、母子世帯に向けたパンフやしおりを作成すること。

### 23. その他（簡易宿泊所・違法民泊）

- (1) 法や条例に違反している簡易宿泊所に対し、引き続き消防局、建築局と連携して違反や不適合事項を是正させ、衛生と安全を確保すること。

### 24. 医療費助成

- (1) 国に対し、小児医療費助成制度の創設を引き続き求めること。本市制度では、一部負担金をなくし所得制限を撤廃することや対象年齢を 18 歳まで拡充することに着手すること。
- (2) ひとり親家庭医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。撤廃されるまでの間、所得制限を超えた世帯には、ひとり親家庭医療費助成制度の対象である 18 歳までを、小児医療費助成制度の対象とすること。
- (3) 市医師会の協力を得て本市独自に市内のぜんそく患者の実態調査を行うこと。また国の制度が創設されるまで、市独自に医療費助成を行うこと。PM2.5（微小粒子状物質）の測定器を市内の全ての測定所に設置すること。生麦小学校の一般局への設置を急ぐこと。

### 25. 医療施策

- (1) 定期予防接種について、2018 年 4 月から相模原市と町田市で行われているように、本市でも隣接市との相互乗り入れを、隣接自治体との間で制度化すること。
- (2) 50 歳以上を対象とした带状疱疹ワクチン接種について、接種費用の助成を国へ求めること、制度が創設されるまでは、市独自に助成を行うこと。
- (3) 風疹の感染拡大防止対策事業を継続し、抗体のない市民への MR（麻しん風疹混合ワクチン）予防接種費用助成を引き続き行うこと。

### 26. その他の医療施策

- (1) 新型コロナウイルスのパンデミック対応で緊急の体制がとられている保健所について、中長期的な本市の保健所機能の強化計画を策定すること。新たな新興感染症や災害時の危機管理体制・在宅医療の推進を図るために、区福祉保健センター長には医師を配置することやセンターを保健所として格上げして 18 区の保健所体制に戻すことなどを強化計画に盛り込むこと。
- (2) 国に対し、子宮頸がんワクチン接種者全員を対象に接種後症状の調査をし、実態を把握するよう求めること。国が実施するまで市独自に調査すること。健康被害の救済を求める申請書類が多く申請自体をあきらめる人もいるため、申請方法の簡素化を引き続き国に求めること。
- (3) がん検診の受診率向上を図ること。特に、胃がん検診受診率向上のため、死亡率減少に

は50歳から60歳代の受診者が重要であることから、自己負担金の減額をすること。

- (4) 20歳女性と40歳女性が無料クーポンで受けられるがん検診について、対象者の受診率向上を図ること。そのために夜間や休日に受診できるようにすること。
- (5) 医療費の一部負担金の免除が病院の判断でできる無料低額診療施設をもっと増やすよう、市内医療機関に働きかけること。また、同事業を広く市民に周知するよう、ホームページでの掲載、区役所生活支援課だけへの情報提供にとどまらず、国保のしおりに記載し国保の窓口で案内するなど、関係部署あげて行うこと。
- (6) 外来で無料低額診療を利用した場合、医療部分は無料になるものの薬代については無料の対象にならないことについて、国に対し薬剤費の一部負担金は無料にするよう求めること。それが実現するまで、那覇市のように、薬代の窓口負担分を助成する事業を、本市でも実施すること。
- (7) 市内で新型コロナウイルス感染症を疑うとき気軽にPCR検査を受けられるような体制をつくること。
- (8) 二次救急拠点病院補助金の減額措置の中止をすること。
- (9) マスクなどの医療資材の備蓄の強化に市として取り組むこと。

## 27. 動物

- (1) 本市の動物愛護センターの殺処分ゼロとすること。
- (2) 地域猫活動への財政支援を引き続き行うこと。不妊去勢手術の助成金を増やすこと。
- (3) 「地域防災拠点でのペットとの同行避難ガイドライン」に基づき、地域防災拠点における飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備を支援すること。

## 28. 墓地

- (1) 市民の住環境を守るために、墓地条例に距離規定や宗教法人の本院限定などを盛り込むこと。
- (2) 舞岡地区公園型墓地整備、旧深谷通信所における公園型墓園の整備を着実に進めること。市営墓地整備にあたっては、墓石型から納骨堂型、合葬式にシフトすること。

## 29. 受動喫煙対策

- (1) 改正健康増進法と県条例に基づき、受動喫煙の防止を徹底して取り組むこと。

## 30. その他

- (1) 民生委員定数を満たすための働きかけを引き続き市として責任をもって行うこと。OBが経験を活かして民生委員をサポートするなどの機会をつくること。増え続ける民生委員の役割を軽減し負担軽減を図り職業を持っていても、活動可能な仕組みをつくること。
- (2) 建設アスベスト被害の救済について、市としてアスベスト肺の診断ができる医師を育成すること。

## 【医療局】

### 1. 災害時医療施策

- (1) 災害時、避難所や救護所などを巡回して医療救護活動を行う医師会に対して必要な防災用具に対する補助を行うこと。
- (2) 災害時医療提供体制を確保するため、各病院が自力で行っている自家発電装置の整備、医薬品等の備蓄などに対する財政支援を行うこと。

### 2. 保健医療施策

- (1) 医業税制（事業税非課税・租税特別措置法第26条）の存続を求めるよう、国に働きかけること。
- (2) 社会保険診療が消費税非課税であるため、仕入れに係る消費税相当額は診療報酬に上乘せして補填されるしくみだが、補填額は不十分である。国に対し、診療報酬での補填状況を十分に検証し抜本的な解決に向けた取り組みをするよう働きかけること。
- (3) 休日急患診療所の建て替え計画を前倒しして進めること。
- (4) 医師確保対策として設けられている市大医学部学生募集にあたっての地域医療卒の学生が、卒業後、横浜市内医療機関において診療活動することを義務づけるよう、引き続き市が率先し関係機関と連携して実現をはかること。
- (5) 市民病院救急総合診療科の医師の確保について引き続き医師確保を早く行うこと。
- (6) 小児がんや重度障害等、医療ケアが必要な子どもの在宅医療を推進することための小児医療コーディネーターを速やかに全区に配置すること。
- (7) 市内医療機関の看護師不足は深刻である。看護職復職支援等の拡充、院内保育所の整備・運営助成制度を拡充すること。病院協会が運営する看護専門学校について、教職員等の人件費に対する支援に加え、築25年が経過し多くの設備が耐用年数を超過していることから、大規模設備の更新等を含めた改修工事への財政支援をすること。
- (8) 地域医療構想での不足病床について、確実に整備されるよう責任を持つこと。回復期について回復期病床整備補助を拡充し、また慢性期病床整備も補助対象とし運営補助も行うこと。感染症対応の病床や人材育成について、さらに充実させること。
- (9) 緩和ケア病床について、さらなる整備を進めるとともに、在宅医療による緩和ケア体制の強化を行うこと。
- (10) 市内病院で病院都合による有料個室利用の際、差額ベッド代を請求されるケースがある。治療上、個室利用が必要な場合は無料で個室が利用でき、無料個室の空きがなく有料個室を利用するという病院都合の場合には、有料個室利用であっても差額ベッド代は支払う必要はないことを、市民に周知すること。また、市内病院に対し、差額ベット運用にかかわる厚労省通知を周知すること。
- (11) 市立病院での病状説明、手術や検査の際の同意に関する扱いについて、説明・同意確認の対象者として、本人以外の代理人には同性パートナーも含まれることとすること。
- (12) 新型コロナウイルスにより、各区休日急患診療所、各夜間急病センターは赤字となっている。補助金の増額、医業収入減少による助成を行うこと。

### 3. コロナ対策

- (1) 旧市民病院の西病棟を臨時の病院施設、または宿泊療養施設として活用すること。
- (2) 県とも協力して市内宿泊療養施設を大幅に増やすこと。
- (3) コロナ禍の中、医療提供体制を維持し、地域医療を担う医療機関の安定的な運営のために、融資制度の拡充や減収補填等、財政支援を国に求めるとともに、市独自に財政支援を行うこと。
- (4) 無症状感染者を早期に発見・保護するためのPCR検査実施体制の抜本的な拡充に取り組むこと。具体的には、広島県等の他都市で実践している先行事例を参考に、主要駅・薬局・大学等において、無料PCR検査キットを配布する体制をつくること。

#### 【温暖化対策統括本部】【環境創造局】

##### 1. 市内農業

- (1) 都市農業を続ける市内農家を支える支援策を充実させること。農家所有の遊休農地や、非農家の相続に伴う遊休農地が増大している現状を踏まえ、「認定市民農園」「農園付き公園」等、農業体験の高いニーズとのマッチングを図り、遊休農地の活用を更に図ること。
- (2) 農業をはじめたいという市民への相談支援体制等を更に拡充し、地産地消のビジネス創出支援事業で販路の拡大などの施策を拡充すること。
- (3) 農地保全の観点から、耕作が不能となり、売却し用途変更されることが無いよう、農家には、農地を活かすことができる施策があることを知らせること。後継者の居ない農家への支援策を拡充させること。

##### 2. 緑の保全

- (1) 2019年度の調査で、市内の緑被率は、27.8%、2004年の31.0%から3.2%も減少している。これ以上の減少は、地球温暖化対策にも逆行することになる。土地所有者へは、開発を行う際に緑地保全することを強く働きかけること。マンション等の集合住宅建設に際しては、斜面緑地が失われることの無いよう関係局や事業者へのお願いベースではなく、規制する条例を制定すること。
- (2) 市内の緑地が宅地開発により年々減少している。緑の保全は市が進める他の施策よりも優先すべき課題と位置づけ、京浜臨海部の工場跡地などの広大な敷地は、用途変更するなどし、緑地拡大に努めること。
- (3) 保土ヶ谷区と旭区に跨るカーリットの森は、横浜の真ん中に位置していながら、生物多様性に富んだ貴重な空間となっている。この森を守っている市民の活動を支援し、貴重な緑地の保全のために市として協力すること。
- (4) 現在進められている旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業では、貴重な里山を守ることはできない。地球温暖化防止の観点からも里山を守るため、計画の抜本的見直しを行うこと。

- (5) 市民税均等割りへの上乗せであるみどり税は、低所得者ほど負担の重い税制であり廃止し、開発事業者への課税等によって必要な財源を確保すること。

### 3. 地球温暖化対策

- (1) 2021年、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例が全会一致で採択されましたが「2050年までに温室効果ガス排出ゼロ」を達成するため、住宅の断熱・省エネ化を、新築・改築時にすすめることが重要。住宅の省エネ化推進策として規制と助成を一体ですすめることを建築局と共に行うこと。
- (2) 一定規模の建物建設に断熱化、太陽光パネル設置などの脱炭素化対策を建築許可条件とするよう建築局に要望すること。
- (3) 戸建て新築・建替え、既存住宅への太陽光発電・蓄電など家庭用分散型電源システムの支援制度を創設すること。
- (4) 国と対等平等な地方自治体として、国の掲げるエネルギー政策に追随するのではなく、独自に脱原発・脱石炭火力を基本計画に据えること。
- (5) 市独自に地域電力会社を設立し市内RE100企業との連携を強化し、再エネを活用した市民参加型の地域活性化を図ること。また、市民や市内企業が再生可能エネルギーの電気を選択することを促進するための仕組みをつくること。
- (6) 市が東北地方の市町村と締結している「再生可能エネルギーに関する連携協定」を更に前進させるための取組を強化すること。
- (7) 地球温暖化対策実行計画(市役所編)では、温室効果ガスの排出量削減目標を達成させるための設備導入の計画と目標を定めること。引き続き、市が所管している学校・図書館等の公共施設への設備導入を促進すること。
- (8) 市民・事業者との危機感の共有を図るため、「気候非常事態宣言」を発し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを本気で目指すことを市民に示すこと。

### 4. 放射能汚染対応

- (1) 北部及び南部汚泥資源化センターに保管されている未処理の下水汚泥焼却灰は、東京電力と国の責任で保管管理するよう、東京電力と国に申し入れること。また、放射能汚染の汚泥の資源化と処分については市民合意を得ること。

### 5. 下水道対策他

- (1) 下水道管の保全と老朽管更新に関しては、国からの補助金を最大限活用し、更新を急ぐこと。そのための職員の技術継承・職員育成を着実に実施すること。
- (2) 近年、毎年のように大雨やゲリラ豪雨による広範な地域での浸水が多発していることから、浸水対策や被害防止対策を見直し、さらなる強化を図ること。ハザードマップの更新・配布を急ぐこと。市民には、避難計画の作成を様々な媒体を使い周知すること。
- (3) 雨水幹線整備事業において、50ミリメートル未整備の25地区の完了期日を明確にして、対象周辺地域と協議・合意のもと早急に整備し、60ミリメートル対応についても早急に

整備すること。

## 6. 公園

- (1) 市民一人あたりの公園面積が政令市比較で下位にある現状を打開するために、「横浜市水と緑の基本計画」において、小学校区を単位に、1校区当たり1か所の近隣公園、2か所の街区公園の身近な公園の設置目標を早期に達成させること。大規模工場跡地など土地利用転換の機会等もとらえて公園の充実を図ること。
- (2) 多くの市民から要望が寄せられる公園にトイレの整備は、高齢に伴い頻尿を苦に外出を控える高齢者に外出の機会を増やし、健康維持にもつなげることが見込めることから周辺住民の合意形成に努め、全ての公園トイレの整備を早急に行うこと。同時に水道栓も整備すること。
- (3) 公園の維持管理は愛護会任せにしないこと。愛護会への支援を強化すること。
- (4) 学校のプールと公園プールでは用途が全く別であり、市民が低額で気軽に憩うことができる市民プールを減らすことは、市民サービスの低下でしかなく、その方針を定めた「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」をやめ、今後の施設統合計画を白紙に戻すこと。

## 7. 大気汚染

- (1) PM2.5の削減及び環境基準の維持にむけての大気汚染対策を継続し、排出抑制を強化すること。観測地点を増やすこと。

## 8. アスベスト

- (1) 裁判の判決を受け、アスベスト被害者への救済が行われるが、引き続き被害者に寄り添うために、その実相を市民に知らせ、被害の根絶に向け更なる市民啓発活動を強化すること。
- (2) 「建設アスベスト訴訟」に関わって石綿関連疾患に罹患した人や、その相続人の損害の補償のための「建設作業従事者補償基金制度」の創設について、裁判の判決を受け、横浜市として救済の手立てをしっかりと検討し、強く国に働きかけること。
- (3) 現在年間約6000件の解体工事が行われているが、今後も増加が見込まれていることからさらにアスベスト処理への対応強化が求められる。地域住民・現場労働者の命と健康を守るためにも、法や条例に基づいた建築物等の解体等工事が行われるように指導・啓発の徹底を図るために担当局の人員を充実させること。

### 【資源循環局】

#### 1. 資源化の推進

- (1) ①一人あたりのごみの排出量を減らし、ゴミ資源化率を高める目標をもち、達成するための計画をつくること。  
②生ごみの資源化に関しては、堆肥化を研究する事業者を支援し、事業化を軌道にのせ



ること。市内農家と連携し堆肥の利用促進を図ること。

③紙おむつのリサイクルのルートを確立するために、首都圏八都県市と広域連携しプラント設置などを検討すること。

- (2) ①ワンウェイプラスチックの削減のため、代替品を市内で製造・開発している企業を支援すること。  
②製造元にプラスチック削減を呼びかけ、消費者である市民には、プラごみが溢れている現状を知らせ、削減のための行動変容を呼びかけること。  
③市内で出されたプラごみは、市内でのリサイクルなど地域内処理の方法を検討すること。
- (3) ごみ集積場所の維持管理について、自治会・町内会に加盟していない市民も多く、管理が難しくなっていることから、市が管理に責任を果たすこと。集積場所をきれいに保つため必要としている地域には「ネットボックス」の貸し出し制度があることを地域住民に知らせること。
- (4) 市民の分別収集・資源化の意識醸成のため、缶・瓶・ペットボトルをそれぞれの品目ごとの収集にすること。それぞれをリサイクルするルートを市内で確立すること。

## 2. 喫煙禁止地区の推進

- (1) ①喫煙禁止地区における過料制度は、廃止すること。  
②禁煙啓発・吸い殻ポイ捨て禁止など、健康福祉局と連携し健康維持と町の美化を共に宣伝する一大啓発キャンペーンを行うこと。  
③喫煙禁止地区を市内副都心および郊外区のターミナル駅周辺に拡大すること。  
④喫煙禁止地区から離れた場所での喫煙、ポイ捨てに関しては、自治会などが頭を悩ませていることから、市が調査などをし、対策を講じること。
- (2) 区役所や地域と連携し、歩きたばこ防止パトロールや啓発活動を継続すること。

### 【建築局】

#### 1. 市営住宅等

- (1) 最新の市営住宅応募状況は、応募倍率全体では8.3倍。市営住宅に住みたくても住めない状況であることを直視し、住宅政策審議会「新規建設はせず」との答申に捕らわれることなく、「低所得で住宅に困窮するものに住宅を提供する」という公営住宅法の目的を果たすために、市営住宅の新・増設を行うこと。
- (2) 1階への住み替え申請などへの対応は、市が行った「住民アンケート調査」における「住居継続の意向」において「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」が市営野庭住宅では、合わせて76.7%であることからみても、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、事務処理方法の改善も図り、速やかに実行すること。
- (3) 障害者、高齢者等のバリアフリー化の要望には、個別の状況も聞き取り、即対応すること。
- (4) 野庭住宅、洋光台住宅の再生に向けては、建て替え事業の完了年度を明確にして、直ち

に着手すること。大団地再生にあたっては、高齢者も子育て世代も若年世代も障害がある方々も共に住まうまちとして、高齢者福祉施設や保育所、障害福祉の施設やコミュニティハウスなど、全ての人に住みやすい必要な機能を配置すること。併せて、団地の高度化などで生まれた空地活用で、市営住宅の新規建設をすすめること。

- (5) 市営住宅の建て替えや増設時、また、既存の市営住宅に対しても、CO<sub>2</sub>排出量を削減するという視点から断熱・省エネ化を進めること。再生可能エネルギー使用の仕組みを取り入れること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い解雇等により、住まいの確保が困難となった方への市営住宅の一時提供については、使用料について住宅使用料の最低額に相当する額の2か月分を使用開始までに納付する要件が大きなハードルとなっている。入居資格を満たしている場合は、相談に応じ、要件を絶対条件とせず柔軟に対応すること。また、ネットカフェ難民や失業に伴う寮からの退去など、什器を持ち合わせていない方も多きを考慮し、災害時被災者に対する市営住宅への一時避難の受入れに準じて、照明器具、ガスコンロ、カーテンを備えること。
- (7) 現在居住している借家に住み続けたままでも補助が受けられるようになった家賃補助付きセーフティネット住宅の活用が進むように、居住者はもとより市民に制度を知らせ、事業者には協力を求めること。
- (8) 家賃補助付きセーフティネット住宅の要件を満たす「専用住宅」の登録は、164戸でしかない。「礼金や更新料等」を徴収しない契約がハードルとなっているので、市として国に制度改善を求めること。改善が行われるまでは、独自補助を行って、2021年度までの4年間の目標である700戸を早期に達成すること。

## 2. 住まいの安全・安心の抜本的向上

- (1) 「わが家＝住宅」が、災害から自分と家族の命を守る一番身近な「防災拠点」であることを明確にして、
  - ①市内全域において旧耐震基準の住宅の耐震化の補助額の引き上げを行い、耐震化を加速化すること。
  - ②不燃化の事業規模を特定地域だけでなく市内全域に拡大すること。
  - ③崖地に近接する建物の構造補強の啓発や建物構造強化補助制度のさらなる周知を行うことと併せて、補助額を増やすなど制度の拡充をすすめること。
  - ④家具転倒防止対策助成事業については、年齢要件をなくし件数を大幅に増やすこと。
  - ⑤感震ブレーカーの設置補助は、特定の対象地域だけでなく市内全域に拡大し、昨年度から始まった1世帯単位での申請受付と、高齢者世帯への器具の取り付け支援を着実にすすめること。
  - ⑥災害から自分と家族の命を守る身近な防災拠点である「わが家」の安全性を向上させるための横浜市の様々な補助制度について、しっかりと市民に伝えていくために、TVKやFM横浜の番組を活用するなど、横浜市の広報をさらに強化していくこと。
- (2) ①市内の土砂災害警戒区域内にある9,769の崖地現地調査で出された危険度Aランク崖

地のうち、2015年から昨年2020年度までの6年間で10件の対策工事がなされたが、現在1,364箇所が残されている。長雨によって地盤が緩んでのがけ崩れが近年多数起きている。早急に危険度Aランクのがけ地の改善対策がすすめられるよう、個別の相談に対応できるよう、建築防災課の人員を大幅に増員し、予算を大幅に拡充すること。

②横浜市における宅地造成工事規制区域は市域の62.5%に及ぶ。宅地造成等規制法違反のある崖地、又、開発等による工事が中断している崖地についての調査や発見・是正が、市の責任の下速やかに行われるよう、当該専門職を増やし育成を推進すること。

③横浜市の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業における第二次調査では、対象地域を20地区選定し、年間2地区ずつ調査に着手という状況で、これまで6地区の調査に着手している。国の事業の範囲内では遅々として進まないのが現状である。この事業を市としても大勢の市民の生命と財産を守る視点からさらなる推進を図ること。

④横浜市では戦前から市街地の開発が行われ、戦後の人口急増期には郊外部で宅地開発が次々に行われてきた。危険な擁壁等の改善対策をすすめるために、特に1961年(昭和36年)制定の宅地造成等規制法以前の小規模宅地造成の宅地の滑動崩落調査を急いで行うこと。また、個人所有の崖地診断を無料で行う制度をつくること。

⑤「崖地防災対策工事助成金」制度は、一カ所につき最大で400万円の助成額を引き上げること。

⑥崖崩れ復旧工事への資金支援として住宅支援機構の宅地防災工事資金融資制度を案内するとともに、市として復旧工事も未然防止工事も併せて推進できるよう、独自の崖防災融資制度を創設すること。

(3) 通学路上の危険なブロック塀が2,100か所と判明した中で、この間の取り組みで改善確定件数は市全域で487件となったが、全体の23.1%である。市の取組にもかかわらずブロック塀等改善事業が、積極的に利用されない現状を打開するために、次の拡充を行うこと。

①補助の上限額は、除却及び更新費用も含む工事費を見込み、低所得世帯等に柔軟に対応できるように引上げること。

②ブロック塀の改修に着手できない個別の困難に丁寧に向き合えるよう、人的推進体制を強化すること。

(4) 2019年度より行われている旧耐震基準の木造住宅の除却費用補助予算の大幅拡充を行うこと。また、従来の耐震改修工事に対する補助限度額を引き上げること。

(5) 住宅の建替え、改修工事を行う際に、防災・減災対策、住環境の改善、エコ住宅推進、バリアフリー化へのインセンティブが働くように、各種補助制度について周知すること。さらに、市民にとって使いやすいものとなるよう検証を行い制度の改善拡充を進めること。

### 3. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等

(1) ①開発にあたっては、都市計画法第32条で義務付けられている「関係機関との協議」を厳格に行い、関係機関との協議にあたっての「同意基準」については、防災対策に

係る最新の知見を活用し、住民にとって安心・安全を約束する行政の役割を果たすべく、災害対策基本法及び関連法規に係る防災・減災の視点から十分に検証すること。特に近年多発する豪雨災害から市民の生命・財産を守るために、総合治水の観点からのそれぞれの部局の役割を果たす「同意基準」とすること。

②開発における埋蔵文化財の調査・保全にあたっては、文化財保護法の視点から、関係各界からの意見を生かし、総合的な検証を十分に行い適切な方法とすること。

(2) 上郷町猿田地区開発計画は、以下の点から白紙撤回を求めること。

①地域住民の合意の無い開発である。

②西側の上郷深田地域を、市街地整備エリアとして開発するには「人口減少が著しい地域における大規模な宅地開発は抑制する」との国の方針に逆行する。

③昨今激甚化している自然災害の防止の観点からすると、法令を順守した施工であっても、他の地域に浸水被害を増大させる開発については、抑制の対象とすることが求められている。

④上郷深田地域は軟弱地盤であり、常に水が流れている沼地もある。また約 40 年ほど前、40 年ほど前に内容の不明な土砂などによって埋め立てられた大規模埋立造成地であり、その上にさらなる盛土を行う宅地造成は、現在大規模盛土造成地の滑動崩落防止事業を行っている横浜市として認めることのできない開発である。

(3) 宅地造成工事について、法及び条例に定められた公共・公益的施設を確保するようにとの今の指導だけでは、公共公益負担義務を逃れるために、条例の対象とならないように、分割開発などの脱法的な開発・宅地造成等が依然後を絶たない。用途変更される土地の開発、宅地造成等については、従前の土地・面積は一体とみなし、全体面積に対する開発許可条件を適用するなど、実効ある措置がとれるように関係条例を改正すること。

#### 4. 災害対策

(1) 建築確認申請手続きにかかわる安全対策は、本市の建築確認のほぼ全てを担う民間指定確認検査機関に対して、市として立入検査を強化すること。また、市民から指摘があった場合は、速やかに現場確認等の調査を行い、適法性の有無について確認を行うこと。

(2) 崖地などを利用するも、宅地造成工事の対象とならない工法での住宅建設が行われた場合、災害発生リスクが高くなる危険性があるので、一刻も早く発見し、現地の状況を確認することが必要があるが関係部署の業務が過大となるので、業務量に見合う人員を確保すること。

#### 5. 住まいにかかわる相談窓口の設置

(1) 市民のくらしの身近な場所で、総合的な住いの情報を提供するなど、住まいの相談体制を充実させていくために、区役所に、建築の専門職員を配置するなど、住まいの相談窓口を設けること。

## 6. 人材育成

- (1) 働きながらでも高い技術と技能を、身につけることのできる横浜建築高等職業訓練校への補助金を大幅増額すること。

### 【都市整備局】

#### 1. 上瀬谷通信基地跡地

- (1) 旧上瀬谷通信施設の土地利用については、米軍施設返還跡地利用指針の四つの方向性を堅持して、全市的・広域的な課題を解決する等の立場から、首都圏でも貴重な農と緑の環境が保全された広大な土地であることを重視して、防災機能、農業振興、緑地を基本とした土地利用計画とするべきで、今の計画は見直すこと。また、市民要望から検討するとされていた、医療関係の施設や学究の機関を設けること等については、設置に向けた検討をすすめること。
- (2) (区画整理事業について) 地権者を中心としてつくられているまちづくり協議会の合意だけで開発の方向を決めるのではなく、45%は国有地、10%は市有地という点からも、地域住民や市民の合意を得て旧上瀬谷のまちづくりはすすめること。市民的合意の無いままに策定されたテーマ・パーク等を立地させる「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいた「(仮称)旧上瀬谷通信施設区画整理事業」「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」はやめること。環境アセスメント手続きは凍結すること。
- (3) 計画通り事業が進められた場合、現状の水田や畑、樹木などで形成されている里山環境などが持つ保水能力を失うことになるので、調整池を6か所設置する計画としているが、気候変動の影響でこれまでに経験したことの無い大雨に対して、30年に一度の大雨対応である時間雨量72ミリ対応の調整池で下流域での水害を防ぐことができるのか、区画整理事業にあたっての準備書に「浸水」という項目を入れること。下流域での水害を防ぐために、現状の保水環境を残すこと。
- (4) 土壌汚染対策について知事意見を反映したものとする。防衛省が実施した土壌検査結果を市として精査し、国に対してさらなる調査を求めること。環境影響評価準備書では、汚染土壌対策として掘削除去だけではなく区域によっては、舗装・盛土・区域内土壌入れ替えなどの手法を示しているが、土壌汚染対策法の本来の趣旨に基づいて市民の安心・安全を守るために汚染土壌の「掘削除去」を行うことを国と本市の責務として行うこと。
- (5) 準備書では「実施可能な範囲で」と事業優先そのもので事業実施区域の大規模な改変を行えば、都市部に残された広大な草地環境の喪失が見込まれる。知事は動物・植物・生態系の環境保全措置を求めていることから、地域の貴重な生態系を保全・保護すること。
- (6) 環境影響評価の中において、専門家等の指摘どおり移動や移植するだけでは、生態系を守ることはならないことは明らかで、市自身が計画をそのまま進めてしまえば多種多様な動植物を守れる保証がないこと、一度失った生態系を取り戻すことができない事実にも真摯に向き合い、開発計画の抜本的見直しを行うこと。

- (7) 国際園芸博覧会について、有料入場者数を1,000万人との設定は、コロナ前の計画において算出された運営費を賄うために出された数であり、改めて、市民の意見をよく聞きながら、世界的な新型コロナパンデミックを経験した下での見直しを国と調整すること。特に、Y150のような大失敗を繰り返さないためにも、企画において英知を結集するとともに華美な取り組みとならぬようにすること。
- (8) 将来的に年間1500万人の人が訪れ行きかうとして、導入が図るとしている上瀬谷ラインは、事業主体も事業採算性も駅の位置なども決めることができず、軌道法に基づく特許申請も思うに任せない事態であることから、今一度このまま進めていいのかどうかを検討し、白紙に戻すこと。

## 2. 都心臨海部再開発

- (1) エキサイトよこはま22計画をはじめとする都心臨海部における再開発事業においては、新型コロナ後の街づくり、人口減少社会における街づくり、大規模災害の切迫性などを十分に踏まえた街づくりとして見直しをすること。
- (2) 横浜駅きた西口鶴屋地区再開発事業及び、東高島駅北地区開発事業にかかる補助金の内、私事業への補助金の交付はやめること。
- (3) 神奈川台場は、引き続き調査を行い、横浜市の歴史的な遺構として保存すること。

## 3. 防災まちづくり（被害を出さない地域・社会の実現）の推進

- (1) 本市の街づくりにかかる都市計画マスタープランなどの改定にあたっては、近年の激甚災害の教訓から行われた国の防災計画の抜本的改正を生かし、防災・減災の対策、計画については、災害の未然防止対策の方針を抜本的に強化するよう転換を図ること。
- (2) 2021年度から、高潮・洪水・内水のハザードマップを「浸水ハザードマップ」として1冊にまとめ、全世帯・全事業所に順次配布としているが、早急に全所帯に配布完了することができるよう、地域ごとに防災研修等を細かく行うなどしてハザードマップの活用を呼びかけること。
- (3) 市内各地域自治会・町内会などで、大震災や豪雨災害のこれまでの教訓を踏まえるとともに、それぞれの地域特性に応じた防災・減災対策を策定し、発災時における「逃げ遅れゼロ」の避難対策などが確実に実行できるよう、区・局が主導し地域を支援すること。

## 4. 横浜駅周辺地区の防災対策

- (1) JRタワー3階に設置された「横浜駅周辺総合防災センター」では、駅及び駅周辺の滞留する来街者や帰宅困難者の混乱防止のために、駅周辺事業者、鉄道事業者、警察及びバス機関等と連携して必要な情報の収集、共有及び伝達を行うとしている。さらなる体制強化を行うこと。
- (2) 横浜駅周辺地区の地下街等の避難訓練への市の支援を強化すること。また、横浜駅周辺混乱防止対策会議において、関係局区、関係事業者と連携して風水害を想定した浸水想

定訓練や大震災を想定した震災想定訓練を実施したなかで抽出された課題を踏まえ、実効性のある避難・誘導対策を策定すること。

- (3) 「海水面以下にあることを明示した海拔標示」、「避難先・避難の仕方等を示す案内看板の設置」など、基本的な防災・減災情報を周知・徹底する「案内看板・標識」等を、市の所有施設にとどまることなく、来街者が認識できるように、民間施設管理者に対して関係局と連携して働きかけを行い、財政支援を行い地下街全域の必要なところに直ちに設置することができるよう取り組むこと。

## 5. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策

- (1) ホームドア設置が進められてきたが、乗降客の多い JR 横浜駅の設置を急ぐこと。また、京浜急行線駅の設置が遅れているので急ぐこと。
- (2) エレベーター・エスカレーター設置については、駅建て替えと併せて行うだけでなく、市民の安全確保と利便性向上のために、市として国・県・鉄道事業者に速やかに既存施設にも設置することを引き続き働きかけること。併せて、市独自でもまちづくりとして設置していくこと。

## 6. 神奈川東部方面線(相鉄・東急直通線)トンネル工事に伴う環状2号線道路陥没事故対応

- (1) 相鉄・東急直通線新横浜トンネル工事に伴う地表面(環状2号線道路)陥没事故が起きたが、引き続き行われているトンネル工事などの補助事業において、補助を出す立場からも、事故が起きることの無いよう工事の状況を逐次市が把握できる仕組みを確立すること。

## 7. IR 誘致撤回手続き

- (1) IR 誘致撤回手続きは事業者を選定委員会設置条例の廃止など速やかに完結すること。

### 【道路局】

#### 1. 道路関係予算

- (1) 道路予算は、高速道路・自動車専用幹線道路優先ではなく、市民生活、通学路の安全・安心最優先で、生活道路整備重視とすること。
- (2) 土木事務所が主に執行している交通安全施設整備費、各土木事務所割当て予算を大幅に増額し、生活道路の安全を確保するため、歩道整備を促進すること。歩道確保が困難な場所では、あんしんカラーベルトの整備や、防護柵を設置することなど行い、安全安心な歩行空間の整備を進めること。住民要望に速やかに応えるよう抜本的に増額し、事業に必要な人員を増やすこと。
- (3) 歩行者の安全を最優先にして、現状の道路幅員でも歩道やガードレール設置等の安全施設の整備を行うことが可能となるように、一方通行の規制を横浜市として地域の合意形成への働きかけを県警とともに行っていくこと。また、地域から要望があった場合には、早急に警察と連携を図り取り組むこと。

- (4) 2019年度に大津市で発生した事故を受け、保育施設等から出された要望に対応して、点検や対策がとられているが、対策が必要とされた箇所は、2021年度中に確実に完了し、完了後の実態の聞き取りを行い、こどもたちの安全安心を第一にさらなる安全確保に取り組むこと。
- (5) 通学路の安全確保を目的として出されているスクールゾーン協議会から出された要望に対して、今後も最優先で対応できるよう予算を増額すること。
- (6) 生見尾踏切の閉鎖を前提としないでエレベーター付き人道跨線橋の設置は、一刻も早く進めること。またその際、住民合意のない生見尾踏切の閉鎖は一方的にしないこと。
- (7) 緑区・川和踏切の安全対策は、「都市計画道路中山北山田線の一部として、道路の単独立体交差化を進める」とされている。道路整備事業化についての期日を明確にすること。道路整備計画策定にあたっては、町内会だけにとどまることなく、近隣・沿線住民利用者の要望・意見を聴取できるようにすること。
- (8) 視覚障害者が利用する施設がある駅付近の交差点等には、エスコートゾーン設置をすすめること。音声付信号機は、視覚障害者の安全・安心な通行にとって不可欠の施設であるので、市内全域において早期に設置されるよう県公安委員会に引き続き働き掛けること。
- (9) バス停の上屋・ベンチ設置は、高齢化にともない地域住民、バス利用者の切実な要望である。広告事業者まかせの設置に偏ることなく、市として独自の補助制度を創設し、バス事業者と協力して設置をすすめること。

## 2. 高速横浜環状南線および北線

- (1) 南線整備事業においては、環境変化に対する住民の不安の声に応え、脱硝装置を設置すること。
- (2) 南線整備事業は巨大なトンネル工事で、地盤変動が避けられない。地盤沈下や地下水脈の変化など長期に影響が出ることを、沿線住民は懸念している。市は、住民の不安にこたえて、丁寧に対応することを、国、ネクスコ東日本に強く求めること。
- (3) 高速横浜環状道路北線事業のトンネル工事に伴う地盤沈下被害については、現在でも被害が続いている。今後も、被害者に対して誠意ある対応を最後まで尽くすよう、首都高速道路株式会社に厳しく求めること。
- (4) 高速横浜環状道路北線の関連街路としている都市計画道路岸谷線は必要性が乏しく、地域住民の同意も得られていないもので、整備計画は中止すること。

## 3. 地域生活交通網の改善・整備の促進

- (1) 交通不便地域の住民の移動の確保・社会参加のために、市が責任をもって運行するコミュニティバス事業を施策化に向けて、調査・検討を始めること。
- (2) 地域交通サポート事業での市の責任範囲を広げるなど、実施地域を拡大する手だてを講ずるとともに、敬老パス利用路線を拡大すること。
- (3) 生活交通バス路線維持制度は、市民の日常生活の利便性を確保するものとして継続・



拡大すること。バス事業者の路線退出等の意向は早めに把握し、生活交通確保のために路線退出を行わないよう住民の意向を踏まえて対応すること。

#### 4. 自転車対策

- (1) 横浜市自転車総合計画に基づいて、安全、便利な乗り物として自転車利用が広がるよう取り組み、自転車利用のマナー向上の啓発などに、引き続き積極的に取り組むこと。ルールブックに基づいた利用が実施されるように、歩道上に「歩行者優先」などの道路標示を行われるよう今後も県警に働きかけること。市として、自転車専用レーン整備を進めること。
- (2) 自転車保険への加入は、市の努力もあり進んできたが、市の行ったアンケートでいまだ3割の未加入が明らかとなった。すべての方の保険への加入が行われるよう、啓発ポスターを、学校・保育園・幼稚園・商店・鉄道駅舎などへの掲示を要請し、チラシ配架の協力要請を行うなど、周知に取り組むこと。
- (3) 駅周辺の安全安心の確保のために、自転車・バイクの放置に対して駐輪ルールとマナーの啓発を強化すること。併せて、交通事業者に対して駐輪場の確保を引き続き促すこと。
- (4) 自動二輪車（125cc 超）の駐輪場について、横浜市駐輪場条例に基づいて新築及び増築の商業施設等における自動二輪車駐輪場の設置が進められているが、既存施設における設置についても誘導・支援を引き続き行うこと。
- (5) 新しい技術や機材導入等により、自転車駐輪場の整備・拡充を図ること。

#### 5. シーサイドライン

- (1) 安全安心の確保という立場から、逆走事故を起こしたシーサイドラインは、人はミスをする、機械は故障することを前提として、2重3重の安全対策をとることと共に、公共交通における乗客の安全安心の点からも、災害時や不測の事態にすぐ対応できるよう有人運転とすること。

#### 6. 河川整備

- (1) 近年繰り返される床下・床上浸水被害を防ぐための土嚢配布などを、要望に応じて行うこと。土嚢ステーション設置をすすめる事。
- (2) 芹谷川の溢水と併せて引き起こされたような浸水被害を防ぐために、道路管理を十分に行うこと。また、排水ポンプの設置・整備をおこなうことがふさわしい道路・河川状況を見極め、必要な整備を行うこと。
- (3) 横浜市が管理している河川について、堆積土砂の掘削、除草等を十分に行うことができるよう河道等安全確保対策事業費を大幅に増額すること。
- (4) 昨今の集中豪雨などに対応し、河川からの溢水や呑み込めなかった雨水による浸水が起きている。河川の浚渫を県と共に進めること。また、河床をさらに深くすることな

どを検討し、そのための予算の拡充を図ること。また、国に予算要望を強めること。

- (5) 河川からの溢水による浸水被害から、生命財産を守るためにも、「逃げ遅れゼロ」を実施できるよう、河川水位を常時監視できる水位計とカメラの設置を、近年、水害が発生している地域の橋や親水公園などの未設置の個所において設置を進めること。

## 【港湾局】

### 1. 港湾整備

- (1) 山下ふ頭の再開発については、2015年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を破棄し、新たな開発計画を市民参加で策定すること。
- (2) 横浜港湾区域内の港湾物流円滑化のため各ふ頭を結ぶ臨港幹線道路整備計画は、港湾物流からの用途変更を行った都市づくりが進む、山内ふ頭をはじめとする内港地区の変容に照らして、再検討すること。
- (3) 超大型コンテナ船の入港見込みの予測すらできず、しかも、リニア新幹線の残土処理を主目的にしている新本牧頭整備計画を中止すること。
- (4) 気候変動による新たな災害にも備え、引き続き災害発生時にふ頭内で就業中の労働者に対する防災対策を進めること。
- (5) 南米原産の強毒アリ「ヒアリ」の防除を徹底し、国内侵入を阻止する水際対策を強化すること。

### 2. 働きやすい港湾

- (1) 横浜港のふ頭内のトイレは、再開発や再編にとらわれることなく、男女別、多目的を含め国際港都横浜に恥じない清潔で余裕空間のある仕様での改修をスピードアップして実施すること。
- (2) 各ふ頭へのバス便の増発や、大黒ふ頭発の最終便延長など通勤条件改善のため、港湾局から交通局への財政支援を増額し、就労者の通勤利便性を高めること。
- (3) 引き続きアンケート調査を含め、広聴機能を高め港湾労働者の就業環境の改善に市として責任を持って取り組むこと。

## 【消防局】

### 1. 消防力・救急体制の強化

- (1) 新型コロナウイルス等の感染拡大防止のため、署所の建て替えを待つことなく全署所への消毒室の整備を早急に進めること。そのための財政支援を国に求めること。
- (2) ハザードマップに基づいて、水害で浸水すると想定されている消防署所の移転計画等具体策を明らかにし、早急に進めること。
- (3) 「横浜市消防力の整備指針」に基づき満たされていない、救急自動車、非常用消防自動車、非常用救急自動車は早急に整備すること。
- (4) ①市民防災センターは、大都市横浜に相応しい内容と規模となるよう、抜本的に拡充をはかること。  
②深谷にある防災訓練センターは建て替え計画を作ること。

- (5) スタンドパイプを更に普及させるために、新規目標を設定し推進を図ること。また、スタンドパイプ型の初期消火器具等、地域からの申請を待つのではなく、自治会等で行われる訓練等で 初期消火器具の使い方をレクチャーしながら必要性を伝える取り組みを強めること。
- (6) 長期化するコロナ禍のなかでストレスを抱える職員が増えている。心と身体の健康相談や健康教育等、健康相談にのれる体制にすること。また、個々の食事の用意が増えていることから、栄養バランス等のアドバイスができるよう、管理栄養士を配置する。
- (7) 長期化する新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、仮眠室の個室化を推進すべき。そのためにも庁舎の建て替えを早急に行うことを目指しつつも、個室化に向け様々な方法を検討し対策を早期に実施すること。
- (8) 女性だけでなく LGBT の職員も自分らしく仕事ができるようにすることが時代の流れとなっている。全ての署所において仮眠室やトイレ、浴室を独立させ、全ての職員がしっかりと休憩できる環境を整えること。
- (9) 無料低額宿泊所と、いわゆる「無届施設」については、防火対策が十分とはいえない施設も多いことから、法令通りの「共同住宅」と取り扱うのではなく、市独自の判断で定期的に査察を実施すること。また、出火防止指導の徹底のため指導課の人員増をはかること。
- (10) コロナ禍においても、感染防止の対策をとりながら、石油コンビナート災害を想定した大規模訓練を強化すること。また、そのための装備の充実をはかること。近隣住民に対して日ごろからの周知や、事業所エリアごとに共同の避難訓練を引き続き実施すること。
- (11) 在日米軍との間で締結されている消防相互援助協約に、危険物に関する情報提供の仕組みを設けるなど、火災等への消防活動が安全に効果的に行われるように日米地位協定の見直しを国に求めること。

## 2. 消防団

- (1) 消防団の旧耐震基準の器具置場の建替えを早急に行うこと。そのための代替地を提供すること。また、20 年以上使用の消防団車両は、市の目安に従って更新すること。
- (2) 装備品の未貸与は団員の士気の低下になる。新たに入団した団員にたいして、活動服・制服・帽子などの装備品の新品を直ぐに支給できるようにすること。
- (3) 消防団員を確保するために、活動内容を精査・見直し、現役世代が訓練に参加できるようにするなどの工夫を行い充足率 100 確を達成すること。そのために局としての援助・支援を積極的に行うこと。

## 3. 救急救命体制の充実

- (1) 増加する救急需要に対応するため、救急救命士有資格者採用試験については、試験区分（救急救命士区分）を継続すること。更に、他都市と連携し国への大幅な財政支援を求めること。

## 【水道局】

### 1. 水道料金

- (1) コロナ禍のもと、7月からの水道料金値上げは、経済的に苦境に立たされている市民の生活、中小企業・小規模事業経営、保育所・特別養護老人ホーム等の社会福祉施設運営などに、一層の負担増を押し付けるものとなっている。市民生活、生業を守るために、次の措置を求める。
  - ①水道料金値上げを中止し元の料金に戻すこと。
  - ②2007年に廃止した医療施設、社会福祉施設減免などについて、水道局が主導して復活すること。
  - ③必要な財源は、国の補助金及び一般会計からの繰り入れの増額を求めること。
- (2) 高齢化が進行する状況の下で、「緩やかな見守り」施策は、一層必要性・重要性が増していることから継続すること。
- (3) 水道料金滞納世帯に対しては、「何故滞納に至ったのか」、「他に何か困りごとはないか」等の事情を可能な限り把握し、生活実態のある場合は給水停止は行わないこと。

### 2. 水道管更新

- (1) 老朽管の更新・耐震化事業は、早期に完了させること。そのために必要な財源は、国の財政措置の増額を強く求めること。また、本市一般会計からの繰り入れを拡充できるように、国に「繰出基準」の緩和を求めること。また、一般会計からの繰出しを本市独自の判断で拡充すること。

### 3. 水道局職員定数

- (1) 技術継承や災害対応力を強化するには、人員体制の充実が不可欠である。職員定数の適正化を理由とする職員定数削減はやめること。
- (2) 技術継承のため局独自に行っている水道技術職の採用について、有能な技術者を確保できるように、横浜水道の魅力を発信する等、一層の人材確保策を講じること。

### 4. 災害時の備蓄

- (1) お客様意識調査の集計によれば、災害時に必要な1人1日3リットルで3日分9リットル以上の飲料水の備蓄をしている世帯は全体の四分の一にも満たないので全世帯への啓発を徹底すること。特に、高齢者、障害者等、情報を得にくい市民への啓発・支援は、訪問など実態に見合ったきめ細かな対応を行うこと。また、飲料水の備蓄の状況を把握する調査は継続すること。
- (2) リニア新幹線のトンネル工事に伴って、道志川の水涸れ、水質悪化等の影響が懸念される。貴重な単独水源である道志川に影響させないために、現時点で本市独自に調査・検討を行い、事前の備えをしっかりと行うこと。

J R 東海に対し、道志川に影響が出ないよう万全の対策を求めること。

2021年度予算要望への回答では、「J R 東海は、モニタリング地点 20 か所において流

量や水位などの調査を実施するとしています」となっており、同調査の結果について詳細な報告を求めること。さらに、「工事着手後は水質監視装置による原水の監視を継続し、不測の事態に備えて周辺パトロールを強化するなどにより、引き続き市民給水に影響がないよう、対応しています」となっているが、道志川の水涸れ、水量減少の懸念があるので、水量の変化についても監視対象に加えることをJR東海に求めること。

## 5. 企業団

- (1) 2021年度予算要望への回答では、「市全体の給水量の減少に合わせ企業団の受水量は減らしていくことになると考えています」となっている。企業団からの受水量は独自水源の活用等により削減できる。現状の受水量負担が過大になっているので、受水量を削減すること。経営基盤強化の重要課題として、水道企業団からの受水量を減少させていくための明確な計画をもつこと。

## 6. CO<sub>2</sub>の削減

- (1) 本市水道局のこれまでの創エネ、省エネの取組の経験をもとに2021年度以降、「水道施設における維持管理上の影響、設備の小型化や低コスト化などの技術革新の動向及び費用対効果を考慮し、引き続き検討していきます」とされている。局が所有している施設・土地等を活用した、創エネ、省エネの可能性を汲みつくすこと。

## 7. 水道事業広域化

- (1) 「神奈川県水道ビジョン」は、国の「新水道ビジョン」（平成25年3月策定）に基づいて策定（平成28年）され、「50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示し、水道事業者等の目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担などを明らかにする」とされ、具体的には、水道事業の広域化、経営の効率化、外部委託等の民間活力の導入などが示されている。今年度、「県水道ビジョン検討会」で議論が進められることとなっている。本市の水道事業は、大規模な広域事業を展開しており、経営基盤の強化についても独自に努力をしているところである。したがって、広域化、民営化の必要性は皆無である。50年、100年後の将来を見据えて、「広域化、民営化は行わず、市独自に事業を運営すること」を明確にすること。

### 【交通局】

#### 1. 市営地下鉄 事故防止対策

- (1) 事業運営は、安全最優先で行うこと。最近の事例では、小田急線の走行中車内で多数の乗客が被害を受ける傷害事件（2021年8月6日夜発生）が発生している。公共交通機関は、安全運行を脅かす事態の発生を常に想定しておく必要がある。乗客の安全を守るとは公共交通機関の責務である。安全確保に必要な人員、機材の確保・整備を万全に行うこと。そのために、特に、市営地下鉄において以下の項目を実施すること。
  - ① 2019年度に発生した重大事故の教訓にかんがみ、「市営地下鉄の無人運転方式導入は

しない」こと。

② 市営地下鉄の安全と安心を担保するために、車掌乗務を復活させること。

③ 地下鉄施設の多くが海面下または洪水リスクの高い河川の近くにあるため、津波、高潮、河川の洪水・内水氾濫で地下鉄施設の多くが浸水・水没の恐れがある。災害特性をふまえた浸水対策を万全にすること。

④ 駅員がいない、あるいは不足している現状は、乗客の安全・安心を守るうえで不十分である。また、「事故発生時や災害時はお客様の安全確保を最優先に考え、ホームを含めた駅構内での避難誘導を迅速に行う」ためにも、全駅のホームに要員を常時配置すること。

## 2. 市営地下鉄 人員体制の拡充

(1) 車いす等の要支援者の乗車を想定した「訓練」を、当初計画に基づいて、確実に実施すること。

## 3. 市営地下鉄 駅・ホーム等のバリアフリー化

(1) 地下鉄駅トイレ音声案内の未設置駅（13 駅）に設置を急ぐこと。

## 4. 市営バス 運転手の待遇改善

(1) 会計年度任用職員と正規職員の処遇の格差の見直しが一部（病気休暇の有給化）はかられたが、格差は依然残されている。格差解消を急ぐこと。

(2) 乗務員の健康面・精神面を考慮し、トイレ設備に不備があるところは、トイレ設置・改修を急ぐこと。また、待機時間の余裕の確保等の改善を図ること。

## 5. 市営バス 路線・車両運用の改善

(1) 交通不便地域の声をくみ上げ、必要な路線については、公営交通の責任を果たすために拡充・新設に取り組むこと。路線の廃止は原則として行わないこと。

## 6. 市営バス 停留所の改良

(1) バス利用者から要望の強いバス停上屋及びベンチの設置を積極的に進めること。設置にあたっては、広告付きにこだわることなく、要望の出ている全てのバス停留所に上屋とベンチの設置計画を持つこと。財源は市費からの補助金を求めること。

## 7. 市営バス バス乗務員の保健・福利厚生

(1) 新型コロナ禍が長期化する下で、不特定多数の乗客と接する市営地下鉄・バス乗務員等は感染リスクの高い職域である。安全・安心の交通事業を維持するために、希望する職員全員が、いつでも PCR 検査を受けられるようにすること。

(2) 支給される制服（ワイシャツ、ズボン等）は、「汚損、破損による交換は随時可能扱い」であることを周知徹底すること。

- (3) バス車内の紫外線防止、暑さ対策、事故防止の対策が施された窓を全車両に整備すること。

## 8. ダイヤ改正時の対応について

### (1) ダイヤ改正時の対応について（新規に挿入）

①「ダイヤ改正（特に路線廃止、減便）を予定する場合、対象路線の地元住民、利用者等の意見聴取を十分に行い、関係地域の住民・利用者の理解と納得を得ること。特に、住民・利用者の理解・合意がない場合は実施しないこと。「問題がある場合は、速やかに見直す」との局長答弁（21年度予算特別委員会）を確実に履行すること。

②94系統「並木団地⇄区役所」の廃止は、地域住民、利用者にも多大な不便を強いる状況にある。並木一丁目の「住民アンケート」に寄せられた100通の回答では、「不便になった」92%、「94系統を復活してほしい」96%である。「路線の廃止・減便等のダイヤ改正において問題がある場合は、速やかに見直す」との局長答弁（21年度予算特別委員会）にもとづき94系統の路線を早期に復活すること。

## 【教育委員会】

### 1. 教育費無償の原則等

- (1) 憲法第26条に則り、義務教育は例外なく無償とすること。
- (2) 自治体の裁量で学校給食費を無償とすることは可能。無償化を実施すること。
- (3) 市立高等学校の授業料を無償とすること。その財政措置の復活を国に求めること。
- (4) すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障するとともに子どもの貧困解決のためにも、横浜市高等学校奨学金制度の成績要件をなくすこと。また、月5,000円としている一人当たりの支給額を増額し、募集枠を拡大すること。
- (5) 公立と私立の高校の学費格差を是正するために、市として独自の私立高校生に対しての学費補助制度を創設すること。

### 2. 子どもの貧困対策

- (1) 学校保健の体制を充実させ、学校の健康診断で要受診とされた児童・生徒の未受診を家庭任せにせず、学校がフォローをすること。
- (2) 学校トイレに、トイレトーパー同様な生理用品を備え、女子児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにすること。
- (3) 小中学校へのスクールソーシャルワーカーを増員し、高校へは抜本的な増員を図ること。
- (4) 放課後学び場事業は、実施校を拡大すること。
- (5) 返済不要の大学奨学金制度を創設すること
- (6) ICT教育推進においては、教育格差を拡大させないため、特に高校生のパソコン所有・ネット接続を含めて保護者負担に補助すること。

### 3. 不登校への支援

- (1) 不登校の子どもたちの居場所を充実し学習権を守るために、ハートフルスペース、ハートフルルームの増設をはかること。
- (2) 学校保健安全法 13 条 1 項には「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない」と規定され、この「学校においては」というのは、場所を規定するものではなく実施主体の規定であることから、不登校状況であろうと小中学校に在籍しているすべての児童生徒の健康診断の権利を保障すること。

#### 4. 少人数学級

- (1) 子どもたちに行き届いた教育が図れるよう、国の計画を前倒しして早期に小学校 6 年までの少人数学級を実施し、市独自に中学校も少人数学級を実現すること。さらに、35 人学級でよしとせず、20 人程度の学級に向けた教室・教員の確保を国に求め、市独自予算で 20 人程度の少人数学級を実施すること。

#### 5. 教職員の業務軽減

- (1) 正規教員を配置すべきところへは臨任教員で対応するのではなく、正規教員を配置すること。正規教員の採用枠を増やすこと。
- (2) 教職員の労働について、働いた分だけ残業代を支払う、など労働基準法通りの運用とするよう、引き続き「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正を国に求めること。
- (3) 教員一人あたりの授業コマ数を減らすこと。
- (4) 英語の専科指導を全校で実施すること。

#### 6. 教育条件の整備

- (1) 通学中の児童生徒の安全確保の責任は教育委員会が負っており、学校ごとのスクールゾーン協議会で出される要望について、教育委員会内で責任部署を専任化し、要望の実現を図ること。
- (2) 通学路にある危険なブロック塀対策など、通学路を変更することも含め、通学路の安全性向上を改めて地域で検討する取り組みに責任をもつこと。
- (3) 「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はしないこと。
- (4) 国際教室担当教員、日本語指導非常勤講師、外国語補助指導員の増員、常勤化などで体制を強化し、日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細かい支援を拡充すること。通訳が必要な保護者への対応を施策として進めること。
- (5) 子どもの権利条約批准国として、特定の言語・民族の子どもたちへの差別は認められない。横浜市私立外国人学校補助金交付要綱から「国際情勢を鑑み、国際港都横浜における国際交流の増進及び私学教育の振興を図る主旨に反するときは、補助の対象としない」を削除し、朝鮮学校への補助金交付を再開すること。
- (6) 平成 27 年 4 月に文科省から通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」に基づき、相談体制の構築、児童生徒への対応状況について実態を調査すること。その結果をもとに、必要な体制を強化すること。教職員・管理



職等への研修の充実を図ること。人権教育等の推進により、ジェンダー平等を図ること。

- (7) 実態に合わせて、学校配当予算(学校運営費)を大幅に増額すること。

## 7. 学校施設整備

- (1) 学校施設の修繕について、子どもの安全確保の観点から必要な修繕が進むように、学校特別営繕費を増額すること。
- (2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を前倒しし、進めること。
- (3) 小中学校の建て替えに当たっては、文部科学省が示す基準通りに校庭面積を確保すること。
- (4) 中学校の建て替えにあたっては、将来の自校方式による給食実施を見込んだものとする。
- (5) 全校でのプール設置を堅持すること。
- (6) 「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」を撤回すること。公園プールは地域住民のための施設であり、学校プールは教育のための施設で児童生徒のためのものである。共用によって利用に制約が出てくるため、プールの集約・統合はやめること。
- (7) 学校図書館の蔵書を増やすよう、学校配当予算とは別建てで予算化すること。
- (8) 国は少人数学級の効果を認めており、また、コロナ禍により密を作らない学校生活が求められ、小規模校のメリットが浮彫になっている。「学校規模」に対する考え方を改め、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」のうち学校統廃合推進方針は中止すること。
- (9) 小中学校に保管されていた放射線汚染土について、埋設処理された小中学校4校の汚染土も回収し移すこと。
- (10) 学校の給食室が夏季は40℃以上にもなるため、エアコンを設置すること。コロナ対策として進められているスポットクーラーや保冷剤ベストは、現場任せではなく、責任を持って必要量を確保すること。
- (11) 体育館へのエアコン設置は、整備計画を立てて計画的に推進すること。武道場のエアコン設置を進めること。教室などの既存の設備更新の数を増やすこと。

## 8. 学校安全教育の推進

- (1) 学校現場での事故について、日本スポーツ振興センターの給付をすみやかにすること。また、すみやかに事故を公表し、子どもの立場に立って補償し、学校任せにせず教育委員会の責任で解決をはかること。
- (2) ピラミッドやタワーなどの高さのある組体操や競技は安全性が担保できないことから、市教委として禁止すること。
- (3) 整形外科医による運動器検診のモデル事業を踏まえ、財政状況を理由とせず、学校整形外科医を制度化すること。
- (4) 労働安全衛生法で定められた通り、市立学校への産業医の配置は、教職員数50名以上のところは、職場巡視ではなく、一校一校に速やかに配置すること。

## 9. 学校給食等

- (1) 全員喫食の中学校給食を実施するにあたっては、自校方式を大原則として親子方式を含め学校調理方式を大原則とすること。
- (2) 小学校の給食へ公費を投入することは市独自にできることから、給食費の値下げを行い、また、無償化を目指すこと。
- (3) 国が提示する栄養基準を鉄分も含めて100%満たすように、引き続き小学校給食の内容充実をはかること。
- (4) 小学校給食の調理業務について、教育の一環としての学校給食を最優先し、民間委託を中止し直営に戻すこと。全校への栄養士配置と必要な調理員を配置し、食教育としての学校給食を充実させること。
- (5) 小学校の給食食材の放射線測定について、全市1校でなく方面別に最低1校の全量検査を毎日実施すること。
- (6) 学校給食での食育の観点から、市内産農産物の利用目標を数値で定め地産地消を進めること。

## 10. 中学校の部活動

- (1) 教員の部活への参加はあくまでも自主的な活動であることを校長会で徹底し、改めて全教職員へ通知を出すこと。
- (2) 部活動にかかる費用は全額公費とすること。

## 11. 就学援助

- (1) 就学援助について、現行の所得基準を引き下げより多くの方が利用できるようにすること。
- (2) 保護者の心理的負担を減らして申請しやすくするために、教育委員会へ郵送する申請手続きを可とすること。
- (3) 修学旅行費は教育委員会による現物支給とすること。
- (4) 部活動に関する費用の実態調査をし、必要な額を全額支給すること。

## 12. 障害児教育

- (1) 北綱島特別支援学校（分校）を本校に戻すにあたっては、保護者・教職員の意見を聴取し、運営に生かすこと。
- (2) 横浜市北部の肢体不自由児数は増加傾向にあり、肢体不自由児が通える特別支援学校を市北部に新設すること。
- (3) 市立学校の個別支援学級について、スキルアップ研修の充実や授業交流などをさらに進めて個別支援学級の質の向上を図ること。また個別支援級の教員加配を行うとともに、ボランティアの特別支援教育支援員とは別に、支援員を職員として配置すること。教室の増設、施設設備の充実をはかること。

- (4) 特別支援学校での教職員の加配を行うこと。また、上菅田特別支援学校のプール、日野中央高等特別支援学校のプールの改修など施設・設備面等の充実をはかること。
- (5) 希望する障害児が普通校に入学できるよう、その際の当該校への教員の加配や施設整備などの条件整備を進めること。
- (6) 医療的ケア児支援法が成立し、努力義務にとどまっていた支援が自治体の責務となったことから、医療局等と連携し、小児看護師の育成・確保に努め、学校現場で必要な看護師を確保すること。また学校勤務の看護師を支える仕組みを作ること。

### 13. 学校司書

- (1) 学校司書について、会計年度任用職員から正規職員に切り替えること。司書資格取得サポートなど専門性のさらなる向上を図ること。

### 14. 教科書採択・副読本等

- (1) 教科書採択について学校現場の声を聞くしくみを導入すること。
- (2) 教科書採択について、投票の場合は記名式で行うこと。さらに、他自治体では当たり前多くの傍聴者に開かれた会場で行うこと。採択会議は引き続きインターネット中継を行い、録画を公開すること。
- (3) 教科書の採択地区について、現行の全市1区を見直し、行政区毎に戻し将来的には学校採択をめざすこと。
- (4) 市民に教科書を身近に知ってもらう教科書センターの設置個所数を、5か所でなく抜本的に増やすこと。展示会場では、入口で案内するなど、展示会を行っていることを市民にわかりやすく知らせること。
- (5) 教科書展示会で用意されているアンケート用紙には、展示会運営についてだけでなく、教科書内容についての意見を求めるものとする。

### 15. 夜間中学校

- (1) 市内在住・在勤でない方も、蒔田中の夜間中学に入学できるように取り計らうこと。さらに、横浜市・相模原市・川崎市・神奈川県との間で、県内の義務教育未修了者が市町村帰属にかかわらず、近隣や職場近くの夜間中学に通学できるよう、協議を進めること。また、国際局とも連携して市内の義務教育未修了者の実態調査を行い、実態に応じて夜間中学を検討とすること。
- (2) 夜間中学の配当予算を抜本的に増額し、教室数を増やして、少なくとも6名以上の専任教員を確保すること。
- (3) 設置目的に日本語の指導を明記し、日本語力の不十分な生徒のための「日本語特別クラス」を設置すること。
- (4) 中学校夜間学級の生徒も就学援助の対象にすること、また、給食を実施すること。
- (5) 入学受け入れは、10月1週目までとしているが、原則随時とし、少なくとも12月までに延ばすこと。

- (6) 夜間中学が学齢超過者(不登校・引きこもりの若者等)の進路先の一つであることも含め、さらなるPRを行うこと。そのためにも、チラシ・ホームページに、入級要件を「中学校を卒業していない人や、卒業していても不登校や保健室登校等で実質的に学習できなかった人」とすること。

## 16. 図書館

- (1) 一区一館の図書館体制を見直し、図書館増設計画を策定し、増設すること。
- (2) 増え続ける歴史的価値のある蔵書を保管し続ける場所を確保すること。
- (3) 聴覚障害者の図書館利用について、手話・筆談等によるコミュニケーションを担う職員を常時配置すること。また図書館利用の介助、対面朗読、宅配サービスの一層の充実、点字や録音資料、手話や字幕入りの映像資料等のさらなる整備をすすめること。
- (4) 中央図書館の最寄りのバス停は、斜面のため車椅子利用者が乗降できず、図書館利用の障害となっている。車椅子利用者が路線バスを利用して中央図書館に安全に行けるよう、交通局と連携して改善すること。さらに、市民ギャラリーのように、高齢者や障害者のためにシャトルバスを運行すること。
- (5) 図書取次サービスの箇所数を引き続き増やすこと。

## 17. 文化財保護

- (1) 栄区の上郷深田遺跡は、関東圏でも希少な製鉄生産の遺跡であり、本格的に調査し、児童・生徒・市民が学ぶことができるよう、記録保存にとどめず、文化財として保護・保存・活用すること。
- (2) 金沢区の野島掩体壕については環境創造局と連携し、港北区の日吉台地下壕は所有者や地域住民と連携して、その他市内各地にある戦争遺跡を調査して、保護、市民公開に取り組むこと。また、戦争遺跡マップ等を作成するなどして、広報に努めること。
- (3) 横浜市歴史博物館の展示のリニューアルや付随する野外施設の本格的な補修について、計画的かつ早急に行うこと。また現在の指定管理料の引き上げを行い、必要な管理・運営費を保障すること。また、本施設を直営に戻すこと。
- (4) 東高島駅北地区開発の区域に在る神奈川台場跡について、引き続き調査を継続し、地域住民の声に応じて保存すること。

## 18. 学級・学校規模とコロナ対策

- (1) 学校関係者の定期的なPCR検査などを制度化すること。
- (2) デルタ株の感染力の強さを考慮して、学校の状況に応じ、登校見合わせの選択・分散登校・オンライン授業などを柔軟に組み合わせて対応すること。分散登校は、保護者の減収や失職、医療従事者が出勤できなくなるなどのデメリットがあることから、しわ寄せが起きないように、必要な子どもが朝から学校で学べるような対応を徹底すること。また、登校見合わせの対象を広く認め、登校を見合わせる子どもたちの学びや成長への支援を明確に位置付けること。

- (3) 「学びの保障」対策として、すべての学校でオンライン授業が実施できる体制をととのえること。
- (4) デルタ株による感染拡大が収まらず、学校における対策をさらに強化し、かつ長期にわたって実施する必要があることから、教員の負担軽減のための人員を配置すること。

### 【選挙管理委員会】

#### 1. 参政権の保障

- (1) 期日前投票が増えていることから、選挙公報を早く確実に届けるように配布期日を早めること。シルバー人材センターや町内会の配布は厳しいことから、郵送での配布を検討すること。
- (2) 選挙公報のホームページのアップを早めることや、点字・音訳版の発行を公職選挙法に盛り込むよう、公職選挙法の改正を引き続き国に申し入れること。
- (3) 横浜市長選挙、同市議会議員選挙のお知らせの点字・音訳版があることを周知徹底し、全ての視覚障害者が受け取ることができるようにすること。また、拡大版を作ること。
- (4) 高齢化や新型コロナ感染症により、投票所へ行くことが困難な方が増えている現状から、郵便投票対象者の要件緩和を国に求めること。また、施設や病院でも投票できることの周知と啓発に特段の手立てを講じること。
- (5) 箱根町で実施している車で巡回しながら移動して投票できる（移動式期日前投票所）の導入を検討すること。又、投票所に駐車場を確保すること。
- (6) 期日前投票開始時まで、点字の候補者名簿を作成すること。
- (7) 期日前投票所で選挙公報が見られるように、校了済の選挙広報を張り出すこと。
- (8) 代筆の際のプライバシーを確保すること。
- (9) 投票しやすい環境を整備するために、投票所と期日前投票所を駅前や商業施設などに増やすこと。（隣接区での投票を可能とすること）
- (10) 高校、大学に期日前投票所を設けること。
- (11) 外国に行っている人の投票する権利を保障すること。
- (12) すべての投票所のバリアフリー化をさらにすすめること。学校などの公共施設での投票所に行く際、その施設にある駐車場は無料で使えるよう開放すること。

### 【議会局】

- (1) 政務活動費の情報公開を進めるために、ホームページに領収書コピーを掲載すること。また、用途が正しいかどうかをチェックする第三者評価委員会を設置すること。
- (2) 職員の人員体制を増やし、長時間勤務にならないようにすること。
- (3) 県外視察などにおける議員からの業務外活動については、応じないルールとすること。